

日本古代における統治権の表示と国境の画定

桜井光堂

目次

- 序説——古代国家の統治法と山岳宗教との結合による国見山その他の観念の発見
- 第一節 九州における熊曾国の領土範囲と統治権の表示（沖縄を含む）
- 第二節 豊・葦原の国の領土範囲と統治権の表示（中国・四国・北陸）
- 第三節 近畿中国関東に亘る中央政権の領土範囲と統治権の表示
- 第四節 東北・北海道に亘る磐^{イツ}の国の領土範囲と統治権の表示（旧エゾの国）
- むすび——八大原則の展開

序説——古代国家の統治法と山岳宗教との結合による国見山その他の観念の発見

一、日本書紀の国見山の記事と国見山の公法上の地位

日本書紀の神武即位前紀に、次のような国見山に関する記載事項がある。「九月、甲子、朔戊辰。天皇彼ノ菟田ノ高倉山」

嶺^ニ登^リ、國^ノ内^ヲ見^シ下^シ給^フ。時^ニ國^見、丘^ノ上^ニ則^チ八^十、梶^帥在^リ。」（文字を多少変更した。—筆者註）次に翌十月の記事として、以下のように述べている。「冬十月、癸巳ノ朔、天皇（中略）兵^ヲ整^{ヘテ}出^デ給^フ。先^づ八^十梶^帥、國^見、丘^ニ擊^チ破^リテ斬^ル。」

——この二件の記事は、国見山に関する限り、これまで学界の注目を惹いたことはなかつたようと思われる。法律学、政治学、考古学、社会学、歴史学、国文学、地理学その他のいかなる専攻分野においても、この記事から、巨大な先史時代の法制上的一大体系が発掘されようとは想像もしなかつたようである。本稿はその体系の発見報告である。

幸運にも私は、この国見山に着目して、その法律学上の意味を明らかにすると同時に、その関連的諸観念と、統治基本法上、ないしは行政法上の性質とを発見することができた。しかも国見山と、それに関連する他のいくつもの重要な法的観念が、けつして断片的でなく、全国にわたつて、統一的、組織的に展開しており、神武以前の古代日本列島の公法上の組織体制を今日に至るまで完全な姿で保存してきていることを知ることができたのであつた。国見山とは、神武帝が政権を掌握する以前の、打倒された倭人による旧中央政府と、その下にあつた全国の地方国家の政府とが、おそらくは数百年ないしは数千年に亘つて、きづきあげてきた統治法上の、國家統治権の所在を証明し表示する「加護の山」——神聖統治権表示靈山のことである。神武帝の新中央政府はこの制度を廃棄したために、古代山岳宗教による統治体制を捨てきれぬ倭人社会と旧来の諸豪族は幾たびも新王朝に対して山岳宗教にもどづく国家統治方式の復活を求めて陰に陽に圧力を加え、特にミワの山の神の怒りを強調して山岳崇拝行事と行政技術とを尊重する政策を行なわしめようとしたが、ヤマト新王朝は結局山岳宗教と、それによる国家統治法の制度とを復活させなかつた。

国見山は、半島系のヤマト新王朝以前の、純粹倭人、もしくはアイヌと倭人との混血種族（これを繩文人とみるとこ

とができるよう)による先史時代の大ヤマト倭人中央政府の用いた制度であった。これを分析することによって、縄文時代の統治形態をわれわれは知りうる。しかも、国見山は、一カ国の内国的な統治国見山のほか、二カ国間の国境の共同画定を意味する国境^{クニ}国見山と、三カ国ごとに一単位を形成する縄文時代の旧ヤマト王朝(土着倭人王朝)の行政単位ならびに国境表示線としての三国山(または三国見山ともいえるが、ミクニミヤマは発音しにくいので三国山とのみいう)とにわかれ。三国山のほか、三方山などの類似名称をも用いるが多少異なる意味がある。三国山をこえる多数国家の広域行政という、複雑な領土構成の場合には、鎌倉のように六国見山を設定し、または安芸のように八国見山を設定することもある。四国は大倭中央政府領の時代には三カ国であつたが、豊・葦原連合領となつてからは、サヌキの国(香川県)を阿波の国から分けて新設し、四カ国とした。元来の土着倭人の統治方式では三カ国をもつて広域行政単位とする。以上のように縄文時代とおもわれる古代土着倭人の中央政府の統治権は、国見山の存在によつて表示されるという方式をとつたが、広域行政には三国山、例外的には、六国見山、八国見山というような行政制度や法律上の観念が設けられ、使用されていた。それらの名称は新大和王朝以後は廃止され、眞の意味を知られなくなり單なる山岳の名称としてのみ使用されながらも、現代まで保存されてきたことは、不幸中の幸いといわねばならない。

二、国見山以外の統治法上の諸観念とその表示体系の展開

神武帝を初代帝王として、以後今日までつづいている王朝を新ヤマト中央政府王朝とすれば、それによつて亡ぼされたところの長スネヒコ帝王の旧ヤマト中央政府を何と名称づけるべきかは学者の自主的判断によるが、私は旧大ヤマト土着倭人王朝とよぶことにする。この旧王朝が縄文期において使用した統治基本法上の諸観念は、ことごとく山

岳宗教を基盤としているので、山岳宗教的統治体制をなしていたといいうる。

その第一の観念としては国王統治権を示す国見山があり、第二の観念としては三国山または三方山があり、第三の観念としては、中立国地域を示す観念として両神山フタガミヤがある。第四の観念としては連合国の帝王統治権を示す副次的名称として、冠山カシキヤマと位山と高岳がある。しかもこの冠山は国見山の代用名となつたり、または国見山とむすびついて、方向指示観念としても使用されている。第五の観念としては、純然たる中間的方角指示観念として、鳥帽子山エボシヤマまたは鳥帽子岳があり、これは阿星山オホシ、星の山または大星山の迷彩化であるか、または後世の一々とくに奈良時代以後の、あやまれる改称であるか、そのどちらかである。エボシを鳥帽子とかくのは無理であり、元来はオホシ山、ミホシ山、オホボシノ山といったものである。第六の観念としては、上位国家の下位従属国に対する宗主權的統治権を示す最高観念として、すなわち帝王権を示すことばとして、高見山がある。全国に、上位領有国の宗主國的支配権を示すこの高見山または高見島が十個近くも発見された。第七の観念として、エボシ岳と類似する方角指示観念として、白髮山、前の山、中の山、ソバの山（侍臣の山の意だが、蕎麦の山と書くこともある）、横の山、横倉などの観念がある。第八の観念として、領国配置図を司る山として国割山があり、また鉱山配置図を司る山として石割山がある。そのほか、鉱床に關係ある地名として、古屋敷、新屋敷、吉敷などの地区名が設けられている。第九の観念として、人種、種族、部族の名と権利とをあらわす観念が設けられている。アイヌ族の権利を示す山が毛無しの山、三瓶山—曾の見の山、麻の山、阿蘇、毛の山、狗山、雄山、毛勝の山である。倭人の領有権を示す山が黒山、黒岳、熊ヶ岳、阿佐山、厚狭、浅見山、浅間山である。辰韓系種族の山としては白シラ（辰）、白根、白鳥、信濃、駒ヶ岳、旭岳、朝日

岳、白馬岳などの山がある。山岳崇拜教を信ずる種族（倭人）は峯の人、美濃、美禰、根ノ人、根ノ国、仁田（根ノ人）といわれる。海洋部族（倭人やその他を含む）の領有権は海人岳、葦見、浅草山、葦草山、海人見、安曇（海人津見）などの名であらわされる。またこの部族は竜神をトーテムとして崇拜するので、雨乞山、雨マギ山（雨巻山）、雨包山などの山岳名で領有権をあらわされる。湯を司る部族は湯見、または湯津見としてあらわされ、出雲や和泉、伊予などの国の領有権をもつ。また鉱石鉱床を司る部族は石見、磐、出羽、イハ城、イハシロ、イハテなどの国を領有する権利をもつ。稻やヒエ、アワなどを司る部族の領土は、稻積山、千穂（周防）、諏訪、千葉、吉備、因幡、蕎麦山、稗耳山、粟ノ山、小国（粟国のことである）、栗国（沖繩）としてあらわされる。因幡の国は稻穂の国であり、同国の穗の見の山を守護靈山として領土権を神により保障される。また、熊曾の国は、熊の国と曾の国の連合をあらわす時代もあるが、熊曾国として一国のみを示す時代もあり、その時のクマソ国は、アイヌ族と倭人（アサの種族—麻を作る倭人）との混血種族のことをあらわし、具体的には鹿児島県および沖繩県を意味する。また、熊本県は九州アイヌの拠点であった。縄文時代の主要国家は、ほとんどアイヌと倭人の混血種族の国である。弥生時代に入つてから、倭人と韓人の混血族や純粹韓人種族が日本列島に勢力を伸張して九州、中国各地の旧国家を亡ぼして新しい国家を立て始める。（筑紫の穂波もイナバの国とおなじく穗の見の転音で、イナボの国之意。）

第十の観念として御岳、みたけ、おたけ、うたき、おそれの山、おましの山、うそりの山、大山などのような山岳宗教上の靈山それ自体をあらわす根本的観念がある。山岳の神のおませられる山である。この神のおつけをきくものが、巫女の女王、内親王、ノロ、ミコ、カンナギである。山岳宗教による古代国家統治法においては、一つの国は必

ず一つの国見山または冠山と、一つの御岳とをもつことを規定されていたと考えられる。第十一の観念として、前記の各国に一つ定められている御岳（オンタケ・ミタケ・オタケ・オタキ・ウタキ）という山岳宗教上の靈山——たとえば木曾の国の御岳、武藏の国の御岳、周防の国の御岳（狗留孫山）、長門の国の御岳（狗留孫山）——のように、中心となるべき山が一つあれば、それを補助するためのさまざまの山岳宗教的な諸觀念も設定せられている。すなわち、清水岳、冷水岳、笠置山、笠捨山、袴腰山、ムカバキ山（行勝山）、イススキ川、火打山、焼山、久住（奇シ火、奇シ見）遠見岳（妙見山^{メヨウケン}と改称されたものが多いが、実はトホミからタヘミと連想して、ミヨウケンとなつたもの）などがそれである。第十二の観念としては、統治権発動（効力発生）の基点と終点、すなわち領土という空間的範囲をあらわすことばが特に制定せられている。古代国家、とくに神武帝の大和王朝に先立つ倭人の旧大ヤマト王朝の統治技術として、もつとも重大な意味をもつものであるが、それこそは、「矢筈山」または矢櫃山、矢良巣山といふ特定の型式をもつ名称觀念であり、統治権発動の基点である。第十三の観念として、その基点からの統治方向線がどちらを指向しているか、どこで停止または終了しているかと、いうことが物的に定められていなければならなくななる。古代国家は、統治権の発動基点から、発向する方角と限界地点とを示す物件を設定している。エボン岩、エボン岳、エボン山（実は阿星、御星、大星の山）が、そうした指標觀念の第一のもので、次には、矢本、矢尻、後山（先山に対する方向指示觀念）などがあり、権力発動方向にみちびく誘導觀念として、羽根、羽曳野、矢上、矢向、矢頭、矢吹、吹矢、福田、矢橋、矢ハギ、矢越があり、また星山、星岳、明星岳、赤星岳、大星山、星座山、旁示山（星のこと）が用いられる。第十四の観念として統治権力停止線、終了点などを示すものとして、矢落、矢立、足立、

矢的、矢尾、矢板、矢祭、板橋、大板、岩倉、岩戸、立石、立岩、矢田、矢田部、八田、八田部、矢部、谷田部、矢山、矢取、吹屋、走水、走出、犬走、羽田、羽村、赤羽、羽鳥、羽島、羽咲、波戸、羽黒、端島、羽倉や鏡岩などの地名、山名または川名、村名、原野名が用いられている。第十五の観念として、主としてアイヌと倭人との間の停戦協定の成立や、国境の共同画定の完了を祝い、かつ将来永きに亘る和平の継続を祈つて、祈願を込めた神意神聖契約（または条約）の表示物件として、大平山^{オオヒラヤマ}、大平、平川、平山、平、大矢取などの観念が設けられた。（大平山の近くには殆ど常に大平という名の郷が設けられている。）

以上のうち、矢筈山から御岳、国見山、三国山、鳥帽子山などのいずれかをへて、矢板、矢祭、矢的、矢立などの地名に至る線が統治幹線であり、かつまた統治放対線（その中に大幹線が何本か設けられている）が矢筈山から国境まで、あらゆる山を通つて、矢車状か、または扇状に放射されている。その範囲内が、統治権の放射区域すなわち領土である。なかんづく、各国毎の三国山をむすぶ線が、より大きな帝国の国境線で、これを帝國国境中線と名付けることができる。日本列島にいくつかのこのような大きな中線が対立し、併行しているので、西暦一世紀の頃、列島内にいくつかの大帝国が、ある程度の宗主と、従属の関係を保ちながらも、一方ではそれを破つて完全に対立しようとしていたことが立証される。この幹線の表示方向に沿つて、横ノ山、横ノ倉、横ノ溝、横岳、横川が方向修正表示物件として配置されている。これは補助観念である。第十六の観念として、国境の末端を表示する観念がある。波照間^{ハテロマ}島（果の見の島の意である）（沖繩）と、同じく鳩間島（果ノ見島）の二つが、西表島をはさんで配置され、西表島の国境方向守備靈山である波照間ノ森を警備している。これは西暦一世紀前後からそのままつづいている姿である。

大分県の豊後の場照山（ハテノヤマの意味である）と波当津浦（ハテノツノウラの意）および遠見岳（遠海看視のための山岳）は、ともに沖繩の波照間と同型の法律上の用語である。岡山の遙照山もおなじく国境の觀念を示す統治法上の山である。

これらの觀念は、神武帝の新ヤマト王朝成立以後は廃棄され、効力を失つて、山岳宗教上の、実体を失つた空虚な觀念としてのみ残存してきた。他方辰韓系神武王朝は、崇神帝頃までの百年ないし百五十年間に、日本列島全域に亘って、大和王朝の新支配権を表示する山岳名や地名を急拠、新設して配置した。山岳宗教による統治方式をすべてながら、このようにして山岳宗教だけの分野においても、新政権の支配の形式を物件表示として残そうとしたのである。

今日に残る旭岳、駒岳、白根山、白馬岳などはすべてそのような政策的所為によるものであるとみられる。他方、沖繩と北海道は飛鳥奈良時代よりも以前に新王朝から分離した。沖繩は神武帝の頃（西暦三、四世紀であるう）に分離し、北海道は景行天皇よりも以後に分離した。ともあれ、現存する統治権表示体系を観察すると、すべての領土権表示が記紀の領土規定⁽¹⁾（国生みの条）に合致していることを知りうるのみならず、国境画定と各国の行政管区との関係も明瞭となるのである。かくて、矢筈山の性格を知ることにより、秋田県十和田湖以西の矢筈山と、黒森山ならびに大湯町西南三キロの県道の両側にある環状列石（ストーン・サークル）が、統治権力の方向表示物件であり、矢筈山から西に向う権力発動範囲を表示するためのものであると推定しうるが、その他の目的をも有する点は後述する。（付
図第一図より第三図までを参照）。

なおまた飛鳥^{アスカ}（明日香町）の巨石墳（繩文後期のもの）や、北海道オショロの二つのストーンサークル（同後期）、日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

音江の小型ストーンサークル（新石器時代のもの）、神居古潭（カムイコタン）と狩太のそれぞれ新石器時代のストーンサークルの意味もかなり明瞭化してくるであろう。

かくて、以下の各節においては、日本列島の繩文後期から弥生前期にかけて形成されたとみられる、古代諸国家の、統治権と宗教（山岳教）と種族との相関的な関係を示す表示物件の体系を明らかにして、それぞれの国家の国境と領土範囲および種族構成を分析してみようと考えるのである。

(1) 古事記・日本書記の国生みの条すなわち領土規定については、拙著「古事記の探究」（昭和四十四年一月刊）の第三章連合帝国の領土規定と主権の宣言一四七頁—一九八頁を参照のこと。

第一節 九州における熊曾国の領土範囲と統治権の表示（沖縄を含む）

一、熊曾の特殊性

熊曾の国は、はじめ熊国と曾国^{クマグニ}の二国からなる連合をさしていたが、豊國^{トヨクニ}に蚕食されて熊国を奪われ、ここを火の国と命名されたので、熊国は亡び、その政府は曾の国に逃亡して同居したため、熊曾国とは曾の地（鹿児島と沖縄）を領土とする南方和人（麻の人）の国であるとともに、九州アイヌとの混合形式による国家でもあるという特殊な種族構成をなしていた。その国王はクマの王で、曾の国という同居地域から幾度も熊の本拠（肥後）を奪回せんとして出撃し、これがクマソの反乱とよばれた。（クマの国はクマをテーマとするアイヌ系の国である。）

ここでは、クマの本拠地域については次節にゆづり、専ら曾の国だけの問題としてクマソ連合王国の領土範囲を分析究明しよう。

麻^マ（曾）または阿佐の国（襲とも書く）は大曾見^{オオスミ}と曾津見^{サツミ}と海人見（沖繩を含む）の三行政区連合からなる。大スミとは曾見（襲見）地区にこのクマソ連合の最高中央政府がおかれたので、曾見の国が他の二国を統べるものとして大曾見とよばれ、のち大隅となつたものである。

二、クマソ連合の三行政区の統治権表示

(A) 第一矢筈岳——サツマの開聞岳附近にあるが、これは東に向つて熊本県境と曾津見との国境までを権力表示区とする。さらに日向との境まで、サツマと大スミの全域を支配する。

(B) 第二矢筈岳——これは屋久島にあって、タネガ島を背側において、屋久島矢筈岳から発し、大島、沖繩、宮古、石垣、西表^{イリオモテ}をへて波照間^{ハテノミ}（ハテロマ）の島に至る。ハテノミが国境守護の最先端である。統治権はここで終る。

(C) 御岳——曾の国の御岳は元来鹿児島市の桜島御岳であるが、曾の国が大ソミとソツミの二国に分れてからは桜島御岳はソツミの御岳となり、大ソミの御岳は鹿屋市附近の高隈の御岳（一一八二米）と定められたのであろう。岳人見（沖繩を含む）の国は島々に分れているので、これを五区にわけて、それぞれ御岳または、大区について大島・西表島管区は小浜島大岳——以上五管区の各々の中心的大御岳のほかに各島々にはそれぞれの管轄者としての大島徳之島管区は口之永良部島大山。(三)沖繩管区は久米島大岳。(四)宮古管区は中央政府直轄領で大神島の大神。(五)石垣島・西表島管区はトカラの中之島御岳。(六)海人見

御岳があつて、五つの大岳により五管区の領土所有権・統治権を表示している。

(D) 国見山・高見山と国境守護の山

曾の九州本島の二カ国たるソ見とソツ見の一州にはそれぞれ大スミ国見山と枕崎国見ヶ岳があり、大スミとサツマの国境には、両州を統轄する行政靈山として薩摩町国見岳がある。^{アヤシ}海人見国に對しては屋久島国割岳が国見山として設定されている。その管下の各島群には大島に高岳と冠岳が熊曾連合皇帝の宗主権と帝王権とを各々表示する物件名として設けられている。宮古には中央政府の直轄権を表示して大神島があり、中央大皇帝を表示する名称である。西表島には、この島だけの御岳として御座岳があり、ほかにクマソ国^{クマソ}の国境表示として波照間島^{ハテルマジマ}（果ノ見ノ島）のために、西表島内に波照間の森を守護山として設けている。屋久矢筈岳から発射される統治権が波照間島で終了することを表示するために、西表島の最南端に落水崎を設け、統治の矢がここに落ちて停止することをあらわすのである。なお、宮古の大神島の大神（地名）があらわす大神という語の意は大皇帝であるが、これは最初、旧大ヤマト中央政府のトビの国ヤマトの倭人皇帝をさし、その直轄領（ミヤケまたはミヤツコのこと）を表示した。のち、記紀の国生みの領土規定が定められた最初の時期までは、すでに大ヤマトから豊・葦原領に移され（奪取され）、豊葦原国の皇帝を表わすに至った。（付図第四図から第八図まで参照のこと）。

第二節 豊・葦原の国の領土範囲と統治権の表示（中国・四国・北陸）

一、豊国の領土

豊國の領土範囲は次のとくである。

- (一) 長門の国（周防は葦原領である。）
 - (二) 筑紫の国（筑前と筑後）
 - (三) 豊国本国（豊前と豊後）
 - (四) 火の国（肥前と肥後）（旧クマの国）—毛人国—
 - (五) 日向の国（豊の身毛野とよばれる毛人国）
 - (六) 特別区の壱岐対馬
 - (七) 四国（はじめ阿波の島とよび、のちに伊予の島と改称さる。葦原国との共同統治地域であるが、豊国の領土の最後にのべる。）
 - (八) 曽の国（熊曾の国または大襲見の国で、臣従国である。）
- このうち、クマの国から火の国と改称された毛人国は、幾度もクマの国の復活を企図して叛乱を起した。クマの国を復活を許可した葦原帝国の須佐之男ノ命（須佐猛将大帝）は毛人国の救世主と仰がれ、葦原帝国（出雲帝国）が九州を統治していた全期間を通じて、熊の国の大帝（クマツヒコ）とよばれて、のちに熊野神社に祭られるに至った。最初、豊国が火の国を領土として併合した当時、豊国は肥の国に高見山を設けて、毛人国に対する豊国の帝王権を特別に誇示した。日向国や曾の国に対してもこのような強圧的な態度を示さなかつた。宮古島のために大神島をおいた

程度である。宮古島を直轄領（屯倉）として、ここに豊国帝王の帝權を大神島の名によつて具体的に表示した。次に豊国領として、第一の長門の国から第五の日向の国までの五カ国について、第九図から第二十図までによつて、各々の国の矢筈山と、統治権の停止線、国見山、御岳、ならびに隣接国との境界線画定の表示実態を明らかにして地図上にこれを示しておいた。

二、領土内の各国の統治権表示

(一) 長門国——美弥郡美東町の矢櫃山（六五三米）および阿武郡矢櫃（郷）から九州に向う統治権発動の基線が、小野田市高千帆の鳥帽子岩（オ星の岩）を経て筑紫および豊国（国見山）に至る。その他、矢櫃山附近の冠山と、狗留孫山（御岳）とを指向する。さらに古鳥帽子と豊ヶ岳（三八二米）および矢玉と矢ヶ浦とが矢櫃山からの統治幹線となつて筑紫と対馬方面ならびに豊前市の国見山に向う。長門国はもと豊の穴門とよび、海峡の國の意である。が、それは、豊国の占有海峡の意で、関門海峡をはさんで、両側の豊前国と穴門国とは、ともに豊国をなしていたからこそ、穴門国という名称も可能となつたのである。冠山は豊国王の帝位をあらわす山である。

(二) 筑紫国——豊国の構成支分国である筑紫国は、対馬（津島）とともに、いづれも長門矢櫃山からの発動統治線に含まれる。筑紫国の矢筈山は従つて不必要となる。国見山は、筑紫の八幡の皿倉山国見岩がそれである。皿倉山とは曾の倉の山（襲ノ倉山・麻ノ倉山）のことである。その点では、長門国にも、国見山はなくて、豊前の国見山が長門の国見山である。ただ、仮の国見山としては、豊ヶ岳（豊浦郡）が長門の代用山岳として設定された。筑紫国の御岳は筑後黒木谷の大山（五九九米）である。また、三国間の国境線としては、豊国本国により、筑紫国

とクマの国（火の国）との接点に三国山（九九四米）が設けられた。そのそばの国見山は熊の肥の国（火の国）が設けたものである。筑紫と豊と火（肥）の国は、三国ともに豊帝国の領土であるため、特に三国山と名付けた。自国領であることを、この三国山は表示する。他国領と接する三カ国の国境接点には三方岳^{ミカタダケ}という名をつけ、自国領でないことを明示する。筑紫国も長門国も、ともに豊本国から準内国としての扱いをうけたことが国見山の措置によつて明らかである。なお、宗像郡の冠という土地は、出雲の葦原帝国（葦原中ツ国）の帝位を表示する地名（郷名）であるが、それはやや下つてからのものである。葦原帝国が九州統治権を放棄してから後もこの地名は保存された。宗像一族の勢威を示す名である。

(三) 豊国本国——豊前と豊後に亘る大分県の地域であるが、豊帝国の成立当時の本拠地である。成立当時は筑紫国と長門国と豊国の連合で、このうち長門は豊の穴門の国とよばれていた。長門美東町の矢檣から発する統治線をうけつけ、豊前姫島矢筈岳（二六七米）が御岳（大岳）であると同時に矢筈岳として、ここから三国山までを統治し、国見（郷）、エボシ岳、冠山、冠岳、祖母山（高千穂町）に向う三国峠、豊前大岳（六三〇米）、豊後大岳、場照山（国境の山）、遠見岳、および豊前の豊国本来の国見山（六三八米）を放射状に統治権下におく。なお長門矢檣山は筑紫と豊前を、姫島矢筈岳は豊後を方位上それぞれ分ち受持つ。後年豊前と豊後二国に分けたのもこの管轄分担の制度にもとづくものであろう。

(四) 肥（火）の国（旧クマの国）——豊国の最高統治権下にあるため筑肥の境に三国山が鎮護山として設定された外には、日向との国境に三方山の線をひいて相互に国境画定を行なつてある。付図第十六一十八図参照のこと。

矢筈山は肥後の火の国（熊本県）に五つあり、そのうち、サツマ国境の水俣矢筈岳（六八七米）と日向国境の矢部町矢筈岳（一、一一三米）の二つは肥後の国を両分して行政上の管轄を分担しつつ統治権を表示し、天草諸島は三つの矢筈山によつて、それぞれ本渡市矢筈岳は上島および大矢野を、天草町矢筈山は、牧島と御所の浦島を、また大山矢筈岳（荒尾山のそばにあり）は牛深および下須島を統治する権力表示をおこなつてゐる。この細分化が血戦によつて行なわれたことは、大山大平、大平島、大山の三地名が和平祈願表示（平和協定成立）を証拠立てていることから自明であるといわなければならぬ。肥後区域では高岳三個、冠岳一個、エボシ岳三個である。冠岳は豊国の帝位を示し、高岳はクマの国王（火の国王）の上位統治権を現地統治者に優先して表示したもの。国見山は七個。そのうち二個は対内的守護神を表示し、他の五個は対外的、国境画定の守護神の山の表示である。

次に肥前は佐賀長崎二県を包含するが、この肥前の区域は遠隔地の領土であるため、高見岳を設置し、豊国帝王の最高主権を明示したが、そのほか佐賀長崎の国境沿いに矢筈一個、国境鎮守国見山三個—エボシ岳の側の炭山国見山（七七七米）と、嬉野国見、平谷国見岳（八一二米）があり、また内国鎮守国見岳一個—フジカラチ藤川内国見岳—（一七七米）がある。小三国の国境切点としては三方山と三岳が計二個あり、御岳は三個—作礼山（恐山のこと）、聖山、大山があり、大平山三個、標示補助山岳のエボシ岳一個、おなじく腰岳一個で地域的統治権が表示されている。

長崎地域に対しては、牧野矢筈岳（三三七）と雲仙矢筈との二個が基点として設定され、雲仙国見岳（一三四一）が内国統治の鎮守岳であり、国境鎮守岳としては、松浦国見岳（四九四）一個が石盛山のそばにおかれた。矢筈飯盛岳と、国見石盛山は、ともに標指補助山岳として指定されたもので、これにより国見岳と矢筈岳が長崎領のものであ

ることが証明される。御岳は時津町多以良大岳（二八五）が中心で、焼山（四一六）、扇ノ山郷、三方山がそれを標指する。そのほか、部族の御岳として、アイヌ系には熊ガ峯、韓人系諸部族には、八天岳（一九七）がある。八天岳は佐賀区域にもある（七〇七米）。熊ガ峯は土井首トイカツプの峯であり、八天岳は多良見町土師見の峯^オで、これは朝鮮系陶器部族の守護山である。土師見の峯^オがその権利表示名である。

福江島には豊国の帝王統治権を表示する高岳が指名された（三七九米）。これは時津町矢筈岳と高見岳との双方から統治放射幹線（統治権表示）の対象となつていて、御岳は鏡作りの各務郷唐岳（韓人岳のこと）（三七〇）があり、アイヌ系和人には戸岐首の権現山（三六〇）がある。各部族協定の山としては七岳（四三二）と七岳神社（協定神護の山）がある。中通島には倭人政府の長崎区域の統治権を表示する高山（二三七）があり、笛吹と櫛ノ木泊にかこまれている。周辺諸小島には、アイヌ系漁族の漁業権を表示するニサク鼻、牛首鼻、黒瀬、野首鼻、赤首瀬、カムイ瀬などが多い。西彼郡三方山の近くには大平郷と大平とが設定された。

三方山（四〇九）は牧野郷矢筈岳から発する統治線の二方向（三行政管区）を表示する。第一は松浦および平戸方面区を、第二は福江島・中通島方面区を、第三は反対側の長崎・諫早・野母崎・雲仙方面区への統治権をそれぞれ表示する。これらの三方面区は国ではないので、三方山として、矢筈岳の放射する統治幹線の方向を示したものである。

雲仙には山岳倭人（根ノ人または峯ノ人）の御岳として見岳と焼山とがおかれて、雲仙矢筈（現在展望台あり）と国見岳（一三四一）と国見郷（現国見町）および石割山をおき、この国見岳が長崎県区全体の内國統治権守護の山であ

ることを表示している。また、矢岳において、雲仙矢筈が雲仙だけで統治権を停止することを明らかに示すが、眉山により、太古雲仙の地位が東の中央政府に向つて服していったことを知りうる。見岳が御岳であることは、焼山が補助的に設定されていることからも明証される。これは大ヤマトの中央政府に忠誠をつくす峯の國ヤマト系の倭人の意思表示で、豊国政府が雲仙において高岳への反抗的な態度を明らかにしている。

(四) 火の国の特別聖域——壱岐・対馬

壱岐と対馬（津島）の二島は、元来旧大倭中央政府（原住倭人）の臣従国であった出雲帝国すなわち葦原中つ国（葦原國）が領有していたものを、後に韓人系の豊国政府が、葦原國と連合政府を組織した時から、この両島を連合政府というよりも豊国自体の支配下においていたので、両島の取扱い上に矛盾と混乱が起り、それを緩和する方策として両島は連合帝国の特別聖域とされるに至った。旧倭人国家だけの支配下においては、対馬は下島と上島に行政上分たれ、朝鮮に近い方が下島で、九州に近い方が上島であつた。本土カミが上カミであり、特に奈良が上カミの中心地、首都である。ところが朝鮮系豊国政府が対馬を支配するや、この島をアガタ区カミとし、下島を上県カミとし、上島を下県とした。朝鮮が上位の地、上カミであるからだが、これにより対馬の上カミ・下シモは混乱した。そこで、豊国と葦原國は、対馬と壱岐を特別区として、まず壱岐島における東西南北の統治方位線を全く停止し、東触、西触、南触などの地名を相互に抵触するよう設定した。かくて、壱岐から対馬に向う政府統治権の方位表示のワクをはづし、禁制区であることを明示したのである。対馬は、壱岐島のこうした方位ダマリによつて保護される禁制区として、御岳（四九〇）と香木山（三〇七）を中心とし、大星山とエボシ岳によつて御岳と各部族の山（アイヌ系漁族や倭人漁族、とくに葦見により表示される

葦原漁族などの権利をまもる各山岳とをむすぶ。矢立山も設けられ、御岳および長門矢櫃と肥前高見岳からの統治線がこの島の矢立山で停止することを表示している。アイヌ系漁族は大久間山、大田隈山、黒隈山、黒土山、三隈山、碇隈山、黒島により保護され、韓系漁族は豊玉と和多津美神社により、葦原系和人漁族は葦見および御岳により法律上の権利を保障されている。

壱岐では、芦辺（葦見）と壱岐神社が葦原国（壱岐）の権利を表示している。壱岐における方位方角停止措置は、対馬の神域性を表示するものであるが、おなじ現象は、旧倭人中央政府の最高統治権の神聖性を表示するための方位方角停止施設が、壱岐とならんと和歌山県伊都郡にあり、また、秋田県大湯には環状列石として、計三カ所が全国で発見される。壱岐対馬は豊葦原国（壱岐）の、紀伊大和は旧大倭中央政府の、そして秋田青森は北方イワミ帝国（磐見または単にイワ国）の神聖特別区である。

壱岐・対馬への直接の行政的管理は、豊國が筑紫国に設けた全九州総督府の所管として行なわれたことであろう。そしてその統治権表示としての矢筈岳からの管轄基線（統治線）は山口県長門国の美祢郡美東矢櫃山から発射される線と、火の国の肥前区域の高見岳から出る統治線との二つで、これが対馬の矢立山、エボシ岳、大星山、御岳にそれぞれ結合するものと考えられる。以上が火の国およびその特別神聖区の表示である。第十九図参照。

(六) 日向の国（宮崎県）——この国の領有権・統治権の範囲、基点と終点、幹線の方向、標指山岳、部族・種族の権利証としての守護山、諸部族の和平協定の守護山などは第十四・十五図に明示しておいたので参照されたい。日向国は旧名をクマ（部族）の国といった点は肥前・肥後の火の国の場合とおなじである。アイヌ系混血倭人の諸部族が

互いにしのぎをけづつて領土を争つたところであり、韓人系の豊国政府の統治権の下に入った後も、豊国王朝はこの地域を豊の身毛野^{トヨミケヌ}とよび、「身に毛」の毛人の国としても肥の国（身毛野）とは一応区別し、豊国の直轄領とした。

この国の矢筈岳は、大分県に近い東臼杵郡にあり（六五八米）、国境全域に統治線を及ぼしつつ、矢岳、大矢取、高塚山、大納で停止、突端の御崎に終る。国見山は内国統治国見岳が七瀬谷国見山（四〇三）、児原国見山（一〇三六）、東臼杵代官野国見山（一三九二）の三つで、国境国見山は、西臼杵ツヅラ国見峠（一一四一）、三方岳（一四七六）、夏木国見岳（七四六）、えびの町国見岳（八六一）の四個である。倭人国家の御岳としてはオサレ山（恐れ山）（一一五一）、部族の御岳は、アイヌ系が掃部岳（カムイ岳の意）と黒岳、和平協定の証としての山岳には七熊山がある。韓系王族の権利守護には夷守岳（日ノ守リノ山）と、白鳥山（辰ノ取リシ山）があり、麻（曾）の部族は高千穂峯と狭野神社により統治権を表示していたが、後に韓系政府が支配者となつてからは、霧島神社ができ、高千穂峯は、韓人と麻人（和人）との共有主権の守護山となつた。くるそん峠は毛人（クマ人）国と^マ人國との連合の守護山岳である。毛野麻野山^{ケヌソヌ}山の転音である。ケヌソヌは黒園^{クロゾン}という表現も用いる。

東臼杵三方岳から日向市高森山をへて遠見山（三〇八）に至る横断線は豊国がクマ国に最初に侵入した時奪取した国境線で、ここに三方岳をおく。熊本県側の火のクマ国^{アヒンシヤ}の三方山（一一三六）と、おなじく三方山（一五七八）の二つをむすぶ国境線と平行線をえがき、三方面の国境を表示するところの国境対峙線である。第二十図参照。

(七) 四国——最初の頃（繩文時代）には、四国は全島を粟洲（阿波洲・淡洲）とよんだが、のち豊・葦原連合（中国九州連合に支配されるに及んで、伊予洲^{イヨシマ}（湯洲^{イヨノシマ}）と改称された。前者は阿波国に、後者は伊予国（湯国）に総督府

をおいて全島を統治したための名称である。したがって、四国については、栗洲時代の、ヤマト旧政府の支配下にあつた時の統治機構と、豊・葦原時代の統治機構とを区別して観察する必要がある。豊・葦原連合は、中央政府時代の機構をそのまま受けついでいるが、自己独自の支配権表示をも設定しているので注意しなければならない。

まず、中央政府、ついで豊葦原連合は、四国に対する宗主権的統治権の表示を高見山と高見島の名で残している。すなわち、小豆島高見山が、淡路島・大阪・兵庫・京都・鳥取・岡山までの最高宗主権を中央政府として表示し、同じく高見島によつて四国全域に対する宗主権を表示した。小豆島高見の宗主権が豊葦原連合時代のそれではなくて、豊国王朝の中央政府となつてからのそれであることを示すため、小豆島のそばに豊島と小豊島とを引き、誤解をさけるよう特別の配慮を施した。高見島のそばには粟島をおいて、高見島のそれが四国だけのものであることを特に指定したのは太古からの倭人政府の遺制で、これを特に伊予島とは改称していない。次に、讃岐大高見峰によつて、広島・山口・島根への宗主権を示し、愛媛の伊予高見によつて、福岡・大分・佐賀・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄への統治高権を表示したが、豊国政府は伊予高見によつて伊予洲全体への宗主権を、また土佐高見によつて土佐（高知県）への宗主権を表示した。さらに備後高見により、備後六郡を安芸に編入する直前の、吉備から割き取つた六国から成る「水穂国」の段階で、これに対する宗主権を表示した。備後だけに対する宗主権表示が必要であつたのである。また豊国としては、葦原国との連合時代においては、小豆高見と讃岐大高見とは、葦原国の領土である山陰の島根・鳥取・兵庫の但馬と丹後若狭方面には及ばない。旧ヤマト中央政府時代と、新ヤマト朝時代の二つの中央政府においてのみ、統治宗主権が全域に及ぶことができた。四国高見山については付図第二十一・第二十四図参照。

(イ) 讃岐国（香川）では矢筈山は、大窪寺矢筈山（七八八米）一個あり、これは讃岐国だけを支配する統治権の基点。国見山はおそらく讃岐富士であろう。飯の山を名としているので、ほぼこの山と思われる。國実^{クニミ}を郷とする。御岳は岳山（一一〇三）である。扇山は大高見峰の侍従山である。部族としては大麻山が小豆大麻山と善通寺大麻山の二つある。その他は金見山があり、矢筈兼割とともに、準国見山的な機能を果している。阿波と讃岐は旧倭人の麻の人^ツの国である。大平山（四七九）は国分寺町にある。サヌキが阿波から分割された時、設けられた。第二十三図参照。

(ロ) 徳島県（阿波国）は太古以来四国を中心地であった。したがって、国見山（一四〇九）は阿波国見山で、阿波と讃岐を通じて一山である（讃岐国は元来阿波国であった）が、矢筈山は三山ある。第一は阿波国だけに作用する阿波矢筈山で、那賀矢筈とも呼べる。第二は伊予への高見^{タカミ}的統治権を表示する統治幹線の基点で、三好矢筈山（一八四九）である。剣山矢筈とよんでもよい。エボシ山、国見山、三傍示山へと向う。第三は土佐（高知）に対する高見的統治幹線の基点で、海部矢筈山（八〇一）である。従つて、伊予と土佐にはそれぞれ高見をおいている。三カ国行政単位とする三国の国境切点の統治山としては、三傍示山（一一五八）がある。本来三國山^{ミクニヤマ}と呼ぶべきものだが、阿波・土佐・伊予三国が豊国の支配下で対等の国となり、阿波国の支配の下に立たなくなつてから三傍示山（三ツ星の山の意）と改称されたのであらう。三方山というのとおなじであり、三国山とは呼べなくなつたのである。御岳は板野町大麻山（五四一）と上板町大山（郷）であろう。大麻比古（麻の国の大帝王）神社がある。大平は三好大平二個がある。この麻の皇帝とは旧倭人ヤマト中央政府皇帝のことである。四国は徳島市眉山（一一八〇）をもつて前面とし、紀州に正面をむけ、元来は和歌山有田矢櫃^{ヤビツ}から発するヤマト中央政府の統治権をうけつぎ、阿波の三つの矢筈山

によつて統治権の方向と範囲を表示したのである。国見山については安芸国参照。なお、第二十三図も参照。

(iv) 土佐国（高知県）は宗主権者の帝王権を表示する高見一浦戸高見の支配下にあつて、仁淀矢筈峰（九四二）が土佐全域の統治権の基点をなしている。国見山は、石見国領としての幡多高森山国見（三三一）と、勝森山国見（四五五）と、鏡村雪光山国見山（九二六）と、大国主国見山（一〇八九）の四つ、御岳は大作礼山を中心として、ほかに御在所ノ峰、五在所山、御在所山との四個があり、三方山が矢筈峰のそばに表示されている。その点からみると、仁淀三方山と仁淀矢筈峰から火打山をへて小矢井賀と矢井賀および矢田部崎に至る線が一時国境線をなしており、その線から宿毛市と大月町に至る地域が土佐では最初に豊国によつて侵略されたものと考えられる。しかし土佐は石見領や出雲領（大国主神社）があり、全域が豊国と葦原国によつて数個の小国に分割されて統治されていたと考えざるを得ない。各国見山を中心として少くとも四カ国には分割され、かつまた、全体としても葦原国と豊国の共同統治をうけていたものであるということができる。第二十二図参照。

(v) 伊予国（愛媛県）は双海市の伊予高見を宗主権表示の郷とし、安芸国の備後高見山を宗主権表示山として、その下に服属し、伊予市の御岳山（四三九）を伊予国全体の靈山とする。作礼谷（恐レノ谷）を侍従名としているのが証拠である。国見山は安芸の備後高見山で、今治市の近見山と、大洲市妙見山（メヨウケン遠見山のこと）とを伊予高見ならびに備後尾道高見山からの距離上の遠近にもとづき方向表示山とする。また国見山は、安芸国の八国見山である。三國山は四国では三傍示山と三方山の二つであるほかは、伊予国としては南宇和三森、北三方森、東三方森、三ガ森、三ツ森山、三ツ足山の六個で、寸土を争う血戦のあとを物語る表示である。部族山は豊国の食ウケの山として豊受山、アイ

ヌ系は黒森山、熊鷹山など、漁族は雨霧山、鉱山部族は石槌山、麻^ヌ（曾）の部族は伊之曾と皿^{サカ}ガ峯を守護山、権利表示山として有する。

矢筈岳としては周防国（千穂国）の防府矢筈岳から出る統治幹線によつて、葦原領であることが示される。御岳の臨時のものとしては伊予南部に御在所山（御マシノ山のこと）が二個おかれている。第二十五図参照。

二、葦原中つ国（出雲帝国）

この国は豊国と連合帝国を作つてゐるが、自らもその内部に多くの臣従国や支分国などをもつてゐる。周防（千穂）、安芸（備後を含む）、石見（湯見）、出雲（湯津見）、伯耆、因幡、但馬、丹後、越前、若狭、能登、越中、越後、美濃、飛驒、信濃、^{カミヅケ}上野、岩代、羽前を領有する大連合国である。石見と出雲を拠点とする。この大国の統治権表示体系として、矢筈山と国見山、三国山、御岳をとりあげて説明しよう。付図第二十六—三十一図を見て頂きたい。

(1) 国見山と領土範囲——本来ならばさきに矢筈山を説明すべきだが、この国では国見山をまづ説明する必要がある。葦原国は西日本では、石見出雲を中心とする中国方面に広域行政区として安芸の備後高見山と、安芸の八国見山をおいて、最高主権の存在および八カ国の総国見山として元締山^{モトジメヤマ}たらしめてゐるが、関東の六国見山と同型式である。周防、安芸、伊予、讃岐、石見、出雲、伯耆、因幡（稻穂^{イナホ}のこと。ただし陸稻）の八カ国にはしたがつて国見山を特におく必要はなくなるわけである。

(2) 矢筈山と領土範囲の表示——西部は周防の國の矢筈岳（右田村近くで四六一米）が、エボシ岳二個を統治幹線指標山として、周防全域に放射しながら、伊予全域および安芸・備後・石見西半分まで統治線を広げてゐる。数個の

冠山と高岳は帝位の表示である。周防の御岳としては周防狗留孫山（五四四米）があり、豊國領の長門矢櫃山と長門狗留孫山の二つと相似形をなす。各領の領土範囲については矢筈放射線が周防国の国境附近では、立岩、野々尻、布尻、倉谷、立戸などの地名で停止表示され、石見国に対しては益田市をこえてエボシ山まで及ぶ。エボシ山から岩倉山までの横断線で停止する。三隅と弥栄の線から浜田市までの一帯は、比婆山の出雲側の出雲矢筈山（九三七）から出る統治線の石見方面における停止線である。周防矢筈岳は伊予国全域と安芸・備後全域をも管区とする。出雲矢筈山は石見東半から出雲全域を支配する。伯耆と因幡は伯耆大山矢筈山（一三五九）が支配権の表示をなす。大山はまた葦原帝国全部の最高靈山としての御岳である。伯耆矢筈山の統治線は出雲国には進入しない。東に向って進み、兵庫県との県境の岩本、立岩山、捨石、落岩、落折、戸倉峠、岩屋堂（岩屋戸）、三室山の線に至って停止する。ここは矢の落ちる所、矢の立たぬ所である。第二十七図参照。

(八) 高見山——備後六郡（六小国）を安芸領に編入した時に葦原国政府が、植民地の備後と四国への宗主的統治権を表示するため特設したもの。八国見山に即応して、八カ国への帝王権を表示する。それ以外の越後方面各国への統治権は、固有の領土であるから矢筈山と国見山で事足り、高見山は不要であるため設定されていない。

(二) 御岳および部族山——ハキ大山が最高御岳として出雲葦原帝国全域に君臨し、そのほかに各部族の山がある。付図第二十五図を参照のこと。

(三) 近畿北陸・東北方面の矢筈山と三国山——葦原中津国の領土のうち、日本海沿岸の諸国は、但馬、丹後、若狭というように東北方面に進む。但馬と丹後に対しても矢次山（五六八）が統治線を表示する。かつ三室山から夜久野

^{アツツ}

・大江・福知山市三国山（五七一）を結ぶ線が、葦原国の国境線をなす。これは三室山から朝来町青垣三国岳（八五五）を通過して篠山町三国ヶ岳（六四九）と船井郡多紀町三国岳（一五八）へと伸びる国境線（大ヤマト中央政府の国境線）と対峙する。この二つの国境線に挟まれた朝来町・山東町・夜久野町・青垣町・福山市・柏原町・西紀町・篠山町は中立不可侵地帯である。第二十七図A・B参照。

次に宮津市から若狭一帯にかけては、矢次山ではなくて、越前矢良巣岳（四七三）が若狭湾を天ノ橋立・宮津まで統治権を表示し、また矢良巣岳（矢ノ巣で矢筈とおなじ意）は福井県全域に、能登半島までを管轄区とする。一方、富山湾には能都町矢波山（一三六）が富山湾沿岸と富山県すなわち越中全域を管轄し、下新川の朝日町エボシ山（八一七）、魚津市エボシ山（一一七四）、上新川の黒部エボシ岳（一六一七）に至る。国見山には能登国見山（五五七）、立山の国見岳（二六一〇）を有す。三国山国境線は、安芸三国山から出雲備後三国山をへて篠山三国岳（八五五）とに至った国境線が、中央政府の備中三国山から三室山をへて篠山三国岳（六四九）に至る国境線と対峙するが、前者は、青垣三国岳から丹後宮津福知山の三国山（五七二）（与謝郡）を経て舞鶴三国岳（六一七）に至り、さらに小浜三国岳（七七六）と三方郡三国山（八七六）とをへて三周ガ岳（一二九一）に至る。後者は篠山三国から多紀三国岳（五〇八）をへて佐々里（京都市）三国岳（五九九）、滋賀三国山（八七六）、今庄三国ヶ岳（一二九二）に至る中央政府（土着ヤマト和人）の国境線と相ならぶのである。中央政府自体の国境線は後述する。

東海・関東方面に至るにつれて広大な中立地帯が整然として区画されてくる。付図第二十八・九図参照。

葦原中つ国は、三周ガ岳から信濃・下呂三国山（一六一）までを結ぶ線を国境線とし、他方の中央政府（大ヤマ

ト）は今庄三国ヶ岳と、近江西薬原三国岳（八一五）の線から三河多治見三国山（七〇一）までを結ぶ線を対峙国境線とするので、この間に挟まれた美濃尾張地区は中立地帯とされた。中央領美濃奥洞戸高見が表示されたがここは後には葦原国の所領となつていて（記紀参照）。ただし三河足助町筈ヶ岳（九八五）が、三河国と名古屋および津島市から西薬原三国岳までの国境線より沿岸地帯を統治権表示線によつて支配している。信濃国は葦原国の領土で、信州下伊那矢筈山（一五九二）が矢筈峠をへて上伊那エボシ岳と、大鹿村エボシ岳とに結びつき、さらに大町市矢櫃山（一三四三）に中継して、ここから北安曇郡、小諸、上田、長野、飯山市等々の全域に対して、信濃国統治権表示を行なつていて。次に群馬県（上ツ毛野）も葦原領であることは、信州との国境が多野郡三国山（一八二八）と利根郡三国山（一六三六）の二つの三国山として、同一行政単位を形成せしめられていることからも明瞭である。奥利根矢種山（一七一三）が上ツ毛野（群馬県）全体の統治権基点をなして、ここから統治線を領内に放射する。

越後（新潟県）は富山（越中）とは別の矢筈山すなわち南蒲原矢筈岳（一二五八）によつて統治権表示をなしている。山北町エボシ岳と守門エボシ^{スモ}岳（一三五〇）および下田エボシ岳（六八〇）、西頸城江星山（五一七）、明星山（一一八九）、佐渡エボシ形山（三三九）が、越後全域にくまなく矢筈岳の統治権を誘導し表示している。

福島県（岩代国）も葦原国の領土である。岩代の安達太良山矢筈ノ森（一七一〇）が新潟国境までの全地域に放射統治権表示をおこなつていてある。針森山国見と郡山国見山（四七一）が岩代の国見山である。なお磐城国見山は別に設定されており、磐城国は別個の国家に所属する。新潟、山形、福島の三県の国境に飯豊三国山（一六六一）がおかれていることから、岩代と羽前（山形）が葦原領であることを知りうる。陸前（宮城県）との国境には三峰山

(一四一八) や神室山 (ミムロヤマ—ミムのこと) をおき、陸前国が葦原領でないことを明示している。

山形県すなわち羽前の国が葦原領であることは、特に錦ノ平矢筈山が設けられ、かつその統治線の方向が、エボシ岳 (一一九七) や矢子、矢淵によつて全域に向けられており、板谷の地名停止表示によつて、この矢筈線が福島方面には向わないことが明示されているというだけで充分であろう。第二十九・三十・三十一・三十二図参照。

甲斐国は富士山をはさんで両帝国の中立地帯である。それはさらに武藏国 (埼玉県) に入つて三国山 (一八二一八) と両神山と両神郷および国神郷との三地名によつて徐々に狭められた中立地帯となり、ついに矢納に至つて中立地帯は終了する。国神とは中央政府のことである。下ツ毛野 (栃木県) は中央政府領である。栃木県の矢板と板室によつて、中央政府の領土は終る。一方では、福島県の磐城国はイワノクニ (磐国または磐見国) の領土である。イワの国については第四節でのべる。葦原中の國の矢筈山体系と国見山体系は付図第二十七—三十二図によつて示した。

第三節 近畿中国方面から関東に亘る土着倭人中央政権の領土範囲と統治権の表示

一、大ヤマト中央帝国の構成支分国

大ヤマトの意味はヤマトに中央政府のある大国家ということで、その支分国は、少くとも吉備国から京都大阪をへて紀和半島全部と、近江、美濃の半分、三河、遠江、駿河、伊豆、相模、武藏、安房、上総、下総、シモツカ下野 (下ツ毛野)、常陸——以上の各国である。

二、構成各國の統治権の表示体系

矢筈山と国見山および三国見山を略説するが、すでに豊・葦原連合の項で説明した国境線については省略する。

中心国家は帝王の所在するヤマト国であつて、それをとりまく各支分国が、帝王の高見山の最高の権威の下に、矢筈山と三国山および国見山と御岳による統治権の表示をおこなつてゐる。第三十三図参照。

高見山（一二四九）——奈良にあり、最高の皇帝位の表示とする。国境国見山が高見山の最高統治権の表示座に侍る形で三個あり、高見山をまもつてゐる。第一の国見山は伊賀国見（八六六）、第二国見山（一四四九）はヤマト国見。第三の国見山は伊勢国見山（一二八三）である。内国の国見岳は奈良国見岳等、一々あげないが、特に重要な点は、高見山が矢頭山（三重県）をへて東行を指示すること、和歌山県の清水町矢筈山（六八三）から発して、奈良県櫃ヶ岳（七八四）をへて、高見山にそれがつながつてゐることである。この高見放射線は、三河の筈ヶ岳、つづいて伊豆矢筈、さらに丹沢大山矢筈へと中継され、千葉小櫃へと到着する。ここから北上して上野と常陸に入り、常陸の八溝山に至つて停止する。以上が東日本への最高統治権にもとづく権利表示である。次に西日本に対しては、四国を失つたので、吉備国から近畿地方一帯のみを領土範囲とする。吉備については加茂町矢筈山（七五四）が、岡山県全域に統治権を及ぼす。吉備の三国山は二つあり、ここから葦原国との国境線が延々として下野国まで展開される。また、矢筈山の統治線は矢掛町で終り、ここに末端国境の表示として、遙照山（四〇六）がおかれてゐる。果の山という意味である。第三十三・四・五・六図参照のこと。

兵庫県全域に対しては丹波町櫃ヶ岳（五八二）が統治権の原点である。近江の国は琵琶湖をかこんで、二大連合帝日本古代における統治権の表示と国境の画定（樓井）

国が、三国山国境線を展開しているが、中央政府の三国山は、針畠三国岳（九五九）から多紀町三国岳（五〇八）をへて和泉市三国山（八八六）へと進み、ここでは広域行政上の三カ国統治単位となり、対峙国境線ではなくなる。ついで近江矢筈ヶ岳が近江国境をこえて桑名方面をも包摂する。さらに三河矢筈ヶ岳をうけついで、伊豆矢筈山（八一〇）が静岡全域について、富士山の中央部前面をも含めて管轄し、足柄矢倉岳に至って停止する。丹沢大山ヤビツ峠（八〇〇）は矢倉岳以東、鎌倉の六国見山（一四七）を含めて伊豆・駿河・相模・武藏・安房^{アハ}・総関東六国を支配し、千葉県の小櫃に至る。小櫃からは常陸の西茨城郡（または笠間市）国見山（三九二）に下る統治線と、常陸八溝山（一〇二二）から日立市国見山（二九二）に上る統治線の二つの上下方向線がある。

第四節 古代東北及び北海道方面における「イワの国」（鉱山国）の 領土範囲と統治権の表示（旧エゾの国）

一、古代イワの国の領土範囲と構成支分国

イワの国は青森・秋田・岩手・宮城・福島（ただし磐城のみ）の現在の五県と北海道および千島列島チクラ岳（一八一五）までを含む。これらの支分国は、秋田矢筈山（元来はイワの矢筈山とよんだもので七三八米）から発する統治権表示の範囲内にあって、三国山、国見山や御岳をもつ。アイヌ色のきわめてつよい大国である。第三十七図参照。

二、矢筈山体系の表示

(1) 秋田矢筈山の方向と限界点——エボシ山を誘導山岳としながら、十和田湖を背に、秋田県全域と、秋田国見山（一二二）ならびに国見（の郷）に至る。御岳山（七四四）は横手市にあり、統治線は矢島町で停止する。エボシ山（九五四）をへて本来ならば山形県にも妥当すべきものとなつてはいる。岩手県に対しても、エボシ岳をよりどころとしつつ作用している。岩手国見（岩手郡）と、衣川村国見山（七八八）とをむすびつける線が基本線である。この国も二つに分れる。矢筈山から岩手山（二〇四一）までに至る範囲内に国見が一つあり、ここで一小国を形成する。次に矢櫃川の矢櫃から衣川の国見山に至る範囲が一小国を形成すると考えられる。第三十八図参照。

宮城県は秋田矢筈山から発して御岳山、国見峠、国見山（六五四）に至り、さらに矢本で停止し、または、後エボシ岳（一六六六）に及ぶ範囲を領土とする。次に福島県は、秋田矢筈山からイワキの国の福島藤田国見町、エボシガ岳、相馬国見山（磐城）（五六四米）、国境国見としての三春国見山（四九二）をへて矢吹、矢祭で停止する。そのほかに、矢筈山の方向は、これと反対の青森、北海道にも向かっている。まづ秋田からみると、秋田矢筈山とならんで、花矢（アイヌの神聖権の表示であろう）、板戸、矢坂があり、矢筈山から十和田湖をこえると、エボシ岳（七二一〇）がある。これより下北半島に向って袴腰岳または吹越エボシを伝つて恐山（御岳）に至る。聖地である。しかるにこの聖地から、矢櫃の線が渡島に向つて、矢越岬から袴腰岳をへてゆく上陸経路と、亀田毛無山方面からの別の袴腰岳（一一〇八）をへてゆく道程が作られている。さらに幌泉町から袴腰岳（八七一）をへてゆく上陸路がある。これらのルートを伝つて、一方ではシリペシ山（一八九三）に至り、さらにエボシ岳（一一一〇）をへて富良野エボシ岳（七五八）から大雪山三国山（一五四一）と東三国山（一一三〇）に至る道がある。しかもこれとは別に、エリモ・

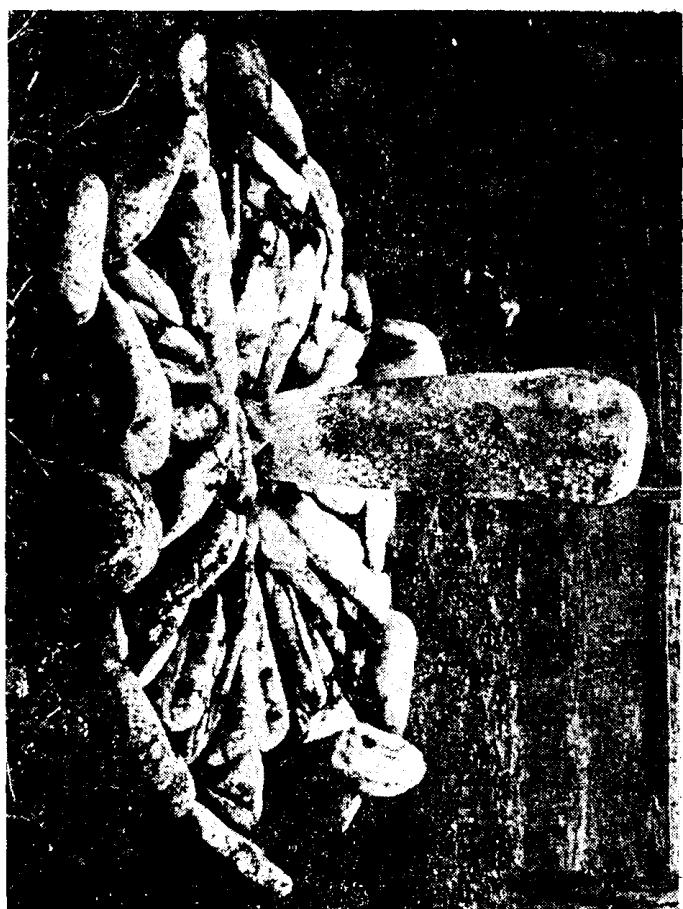
幌泉から袴腰岳を伝つて内陸に入る経路により、神威岳（一六〇一）、中の岳（一六〇二）と高見とが設けられている。全島にわたり大平山とカムイ岳が設定されているのは、激烈な戦闘と平和協定の証明となろう。古代の倭人が北海道をかようにして領有したことはその後の交通途絶により忘れ去られたが、後の齊明天皇紀によれば阿倍臣を遣し、船一百八十隻をもつてエゾ国を討ち、後方羊蹄^{シリベシ}を政所（国見山か？）としたとあるが、北海道の統治権表示の形態は、青森のそれに比して決して新しいとは思われないので、おそらくは本洲・沖縄・四国とおなじ時期に北方の領土形成も行なわれたのではないかということが考えられる。（北海道の領土については第三十九・四十図を参照のこと。）

むすび——八大原則の展開

これまでのべたところによつて、日本列島の古代国家群の統治法上の権利表示が次の八大原則の全国的展開として実証されることが明らかになつた。第一原則は矢筈山体系であり、第二原則は聖地御岳山体系、第三原則は高見山体系、第四原則は国見山体系、第五原則は三国山体系、第六原則は広域国見山体系、第七原則は国境中立地帶体系（両^{リヨウ}神山体系）——元来はモロガミまたはフタガミであろう——、第八原則は種族部族山岳体系である。これらの各原則には補助観念と施設機構の体系が伴つてゐることは改めていうまでもあるまい。

第 1 図 秋田県大湯環状列石

(サークルストーン) (先史時代)

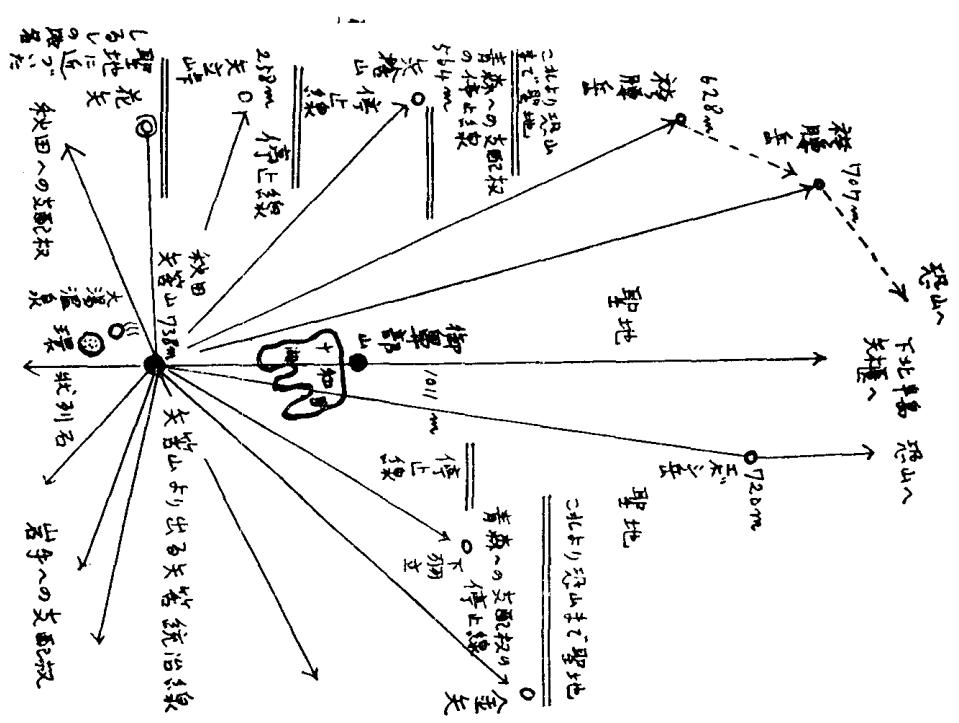


田長古ゼミナル族の表示と圓鏡の画押（森井）

この環状列石は古代原始人の遺跡遺物として考古学上疑問とされ、その意味は不明とされていたが古代統治法との関連によって、はじめてその意味が明らかとなる。

第 2 図 矢筈山と環状列石との関係図

(方向表示の石割施設)

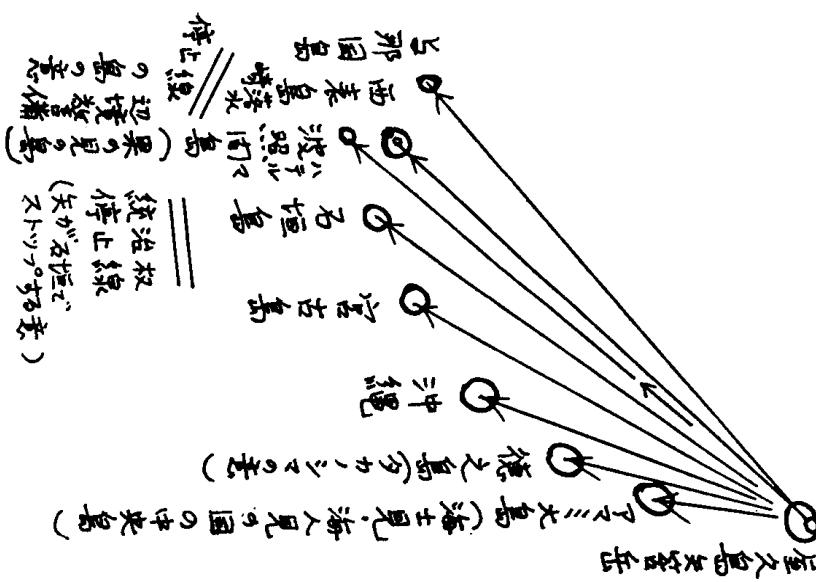


日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

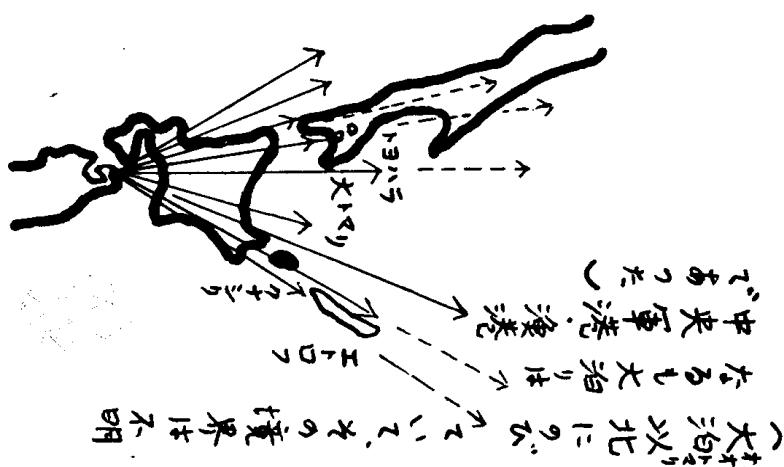
七八

第3図 古代日本国家の南北国境の図（先史時代）

(A) 和人(倭人)国家 σ (ソ)の
国 σ 国境最南端の図
(B) 倭人国家エゾ(イツ)の
国 σ 北端国境

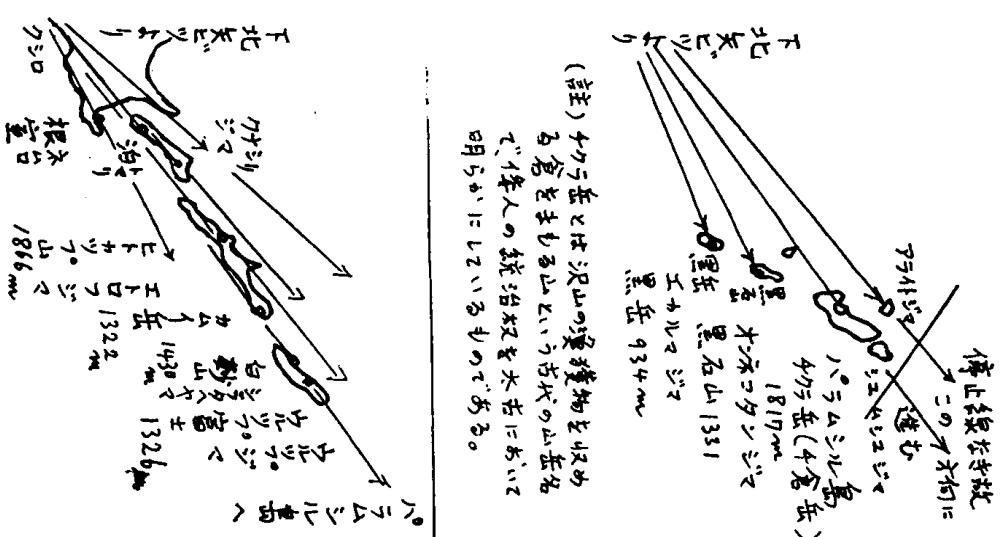


卷之三

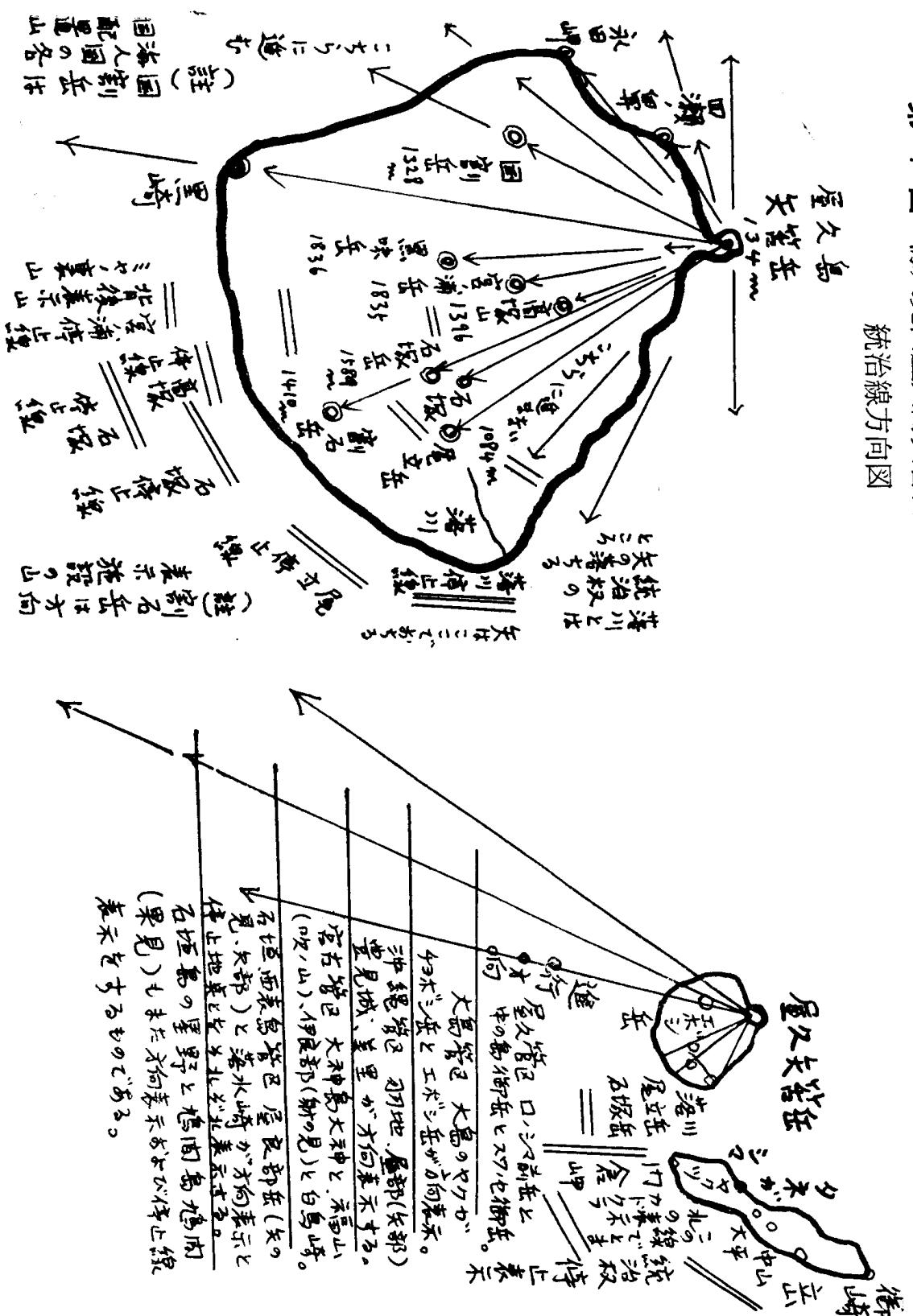


倭人の漁船もしくは海軍の中心碇泊港で最大の中

(C) 倭人国家イワの国の北端国境図



第4図 海人見国屋久島矢筈岳の



島までの方向表示装置の図

第5図 海人(見) 国における屋久矢筈より波照間の森と波照間

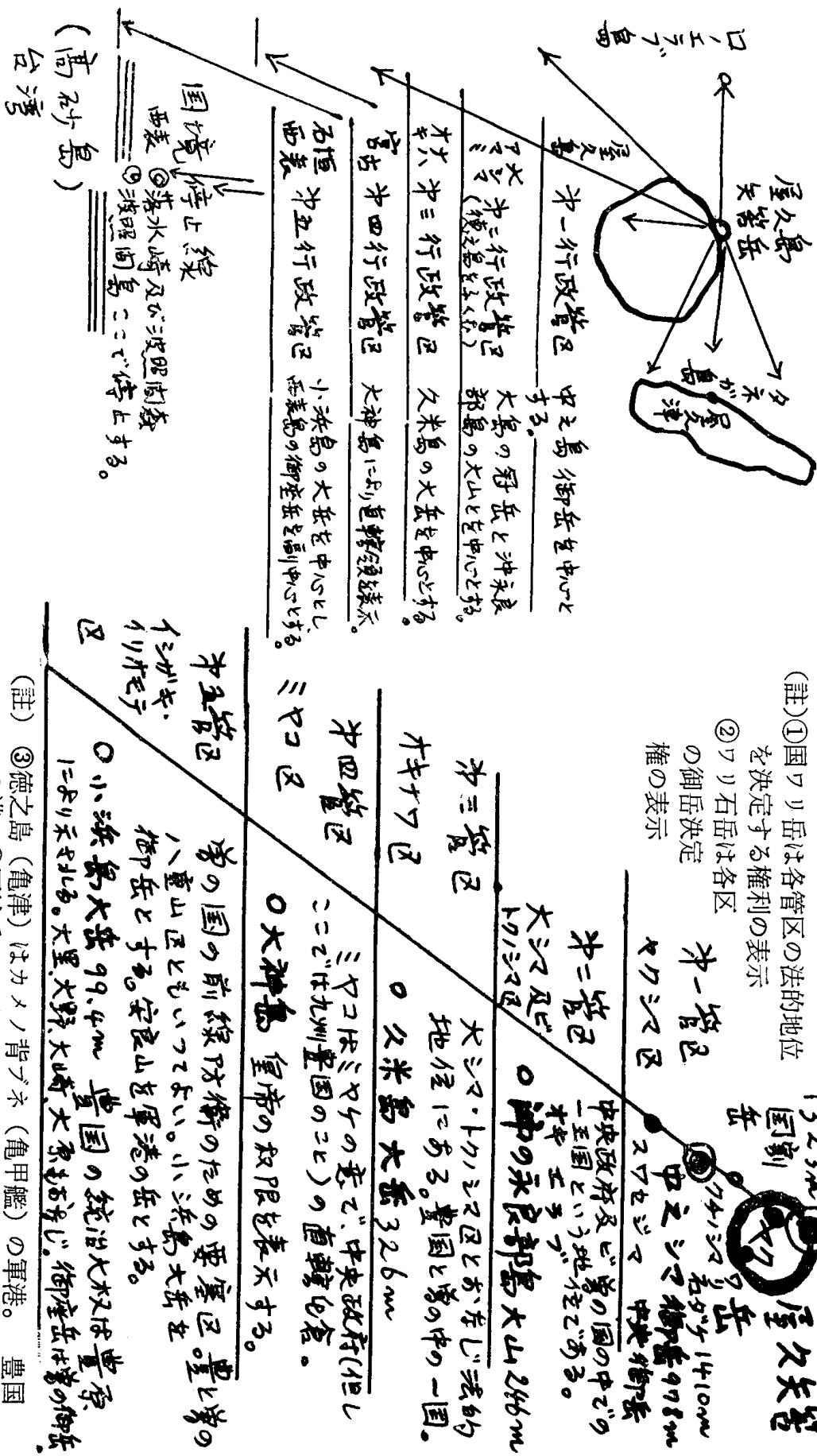
日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

八〇

第6圖 海人見国統治権図(アマミノクニ)

(A) 僧の海人見国の五管区の区分図



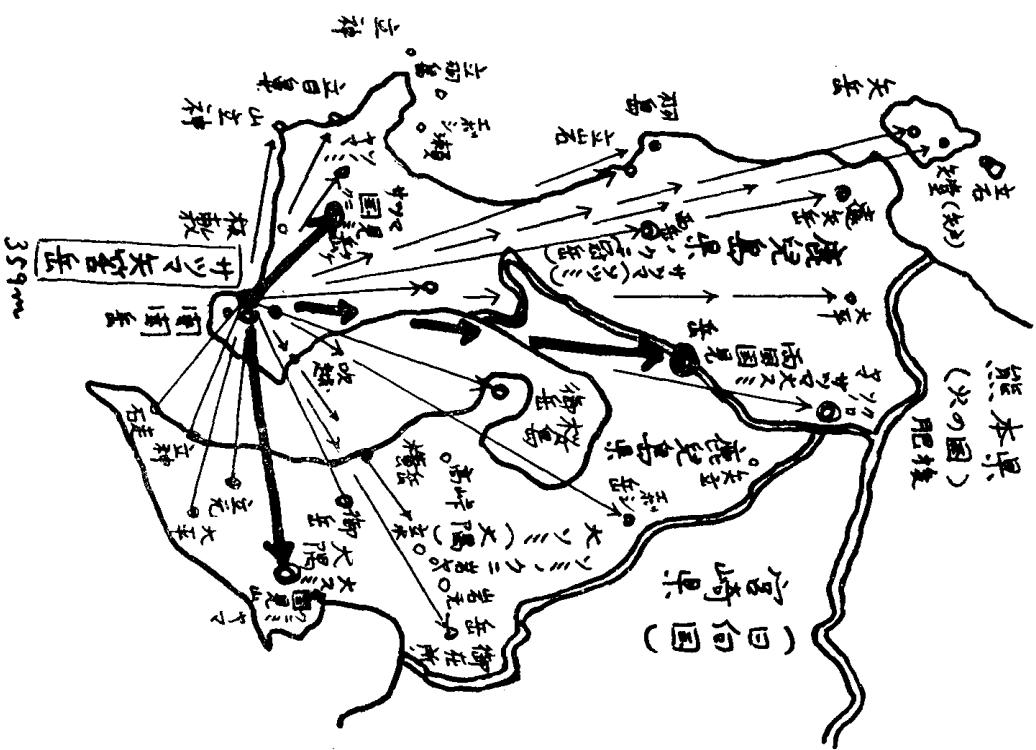
(C) アマミの国のアマミ大島(第二管区)の

方向表示施設と帰属関係図

第7図 鹿児島県(サツマ・大スミニニ国一曾(ソ)の国一)の矢筈統治線図(曾と麻と襲(まねじ))

(三)

岳高註



日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

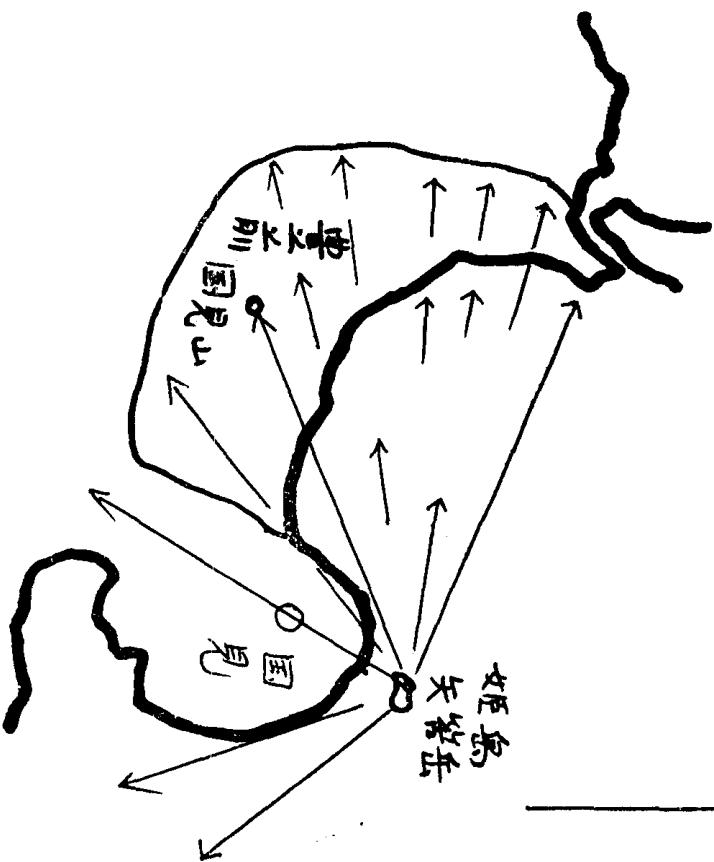
高岳は骨の国王の権力、冠岳は大倭中央政府皇帝の権力、エボシ岳一ツは屋久島矢筈との照準を示す。

立岩、立神、立元、立石、石徒、立木、板敷、矢岳(矢立など)の地名は権の意で、統治権の矢がここで停止することを示すものである。エボシ岳はオ星ノ岳のこと。

第9図 姫島矢筈岳の管轄範囲

(A) 豊国の姫島矢筈の最初の管轄図【範囲】

(豊国全域を支配す。のちに長門の矢ビツ
を用いて豊前区域を管轄せしめた)



日本古代における統治権の表示と国境の画定(説井)

第9図 (B) 長門領有後の分担図



日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

第10図 山口県の二つの国への分属図

(A) 防長両州の矢ビツ、矢ハズ統治線の発動方向図

(発動基点)

第10図 (同前)

(B) 防長二州の所属関係の図

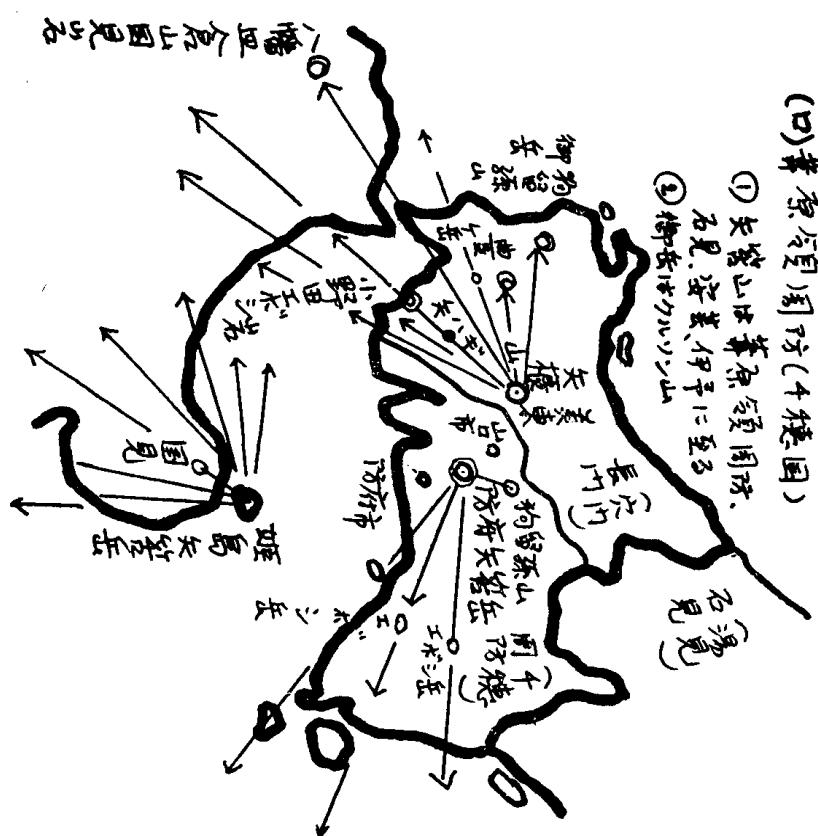
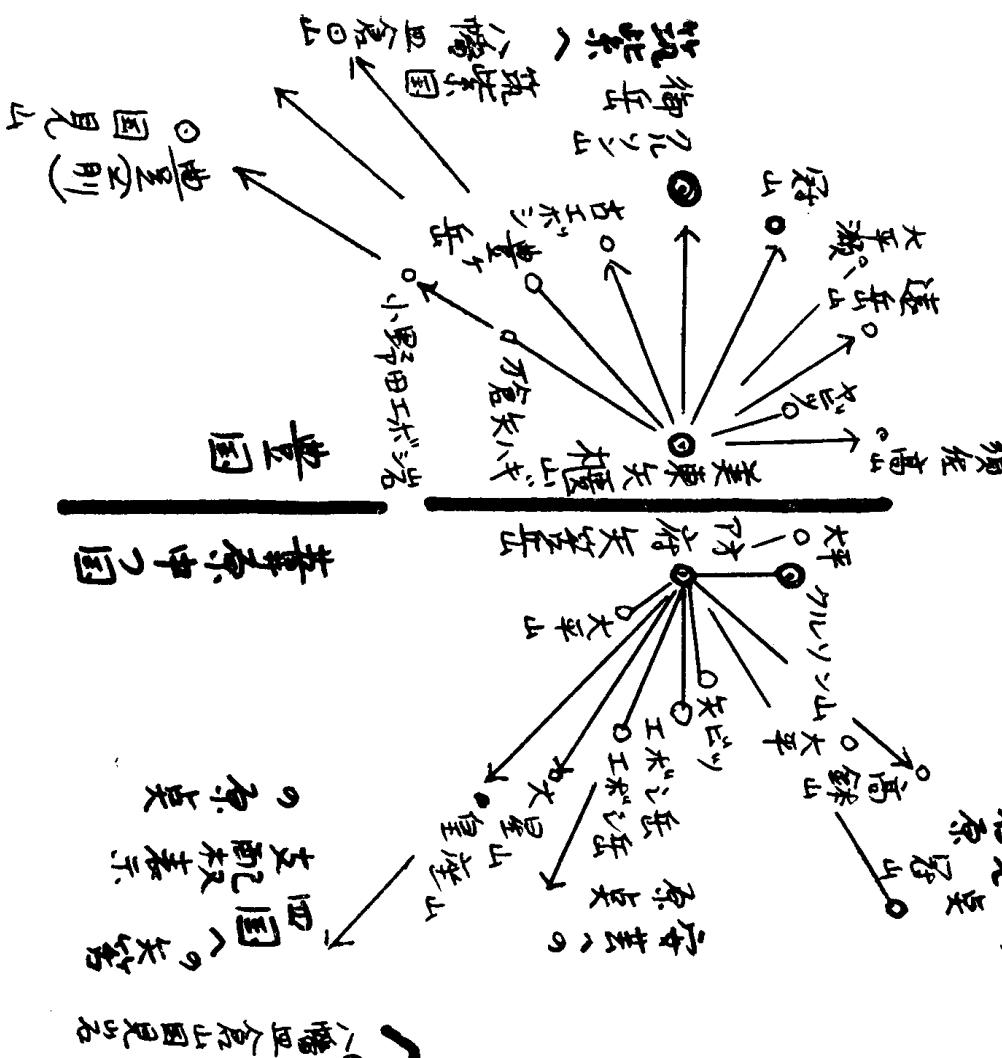
(1) ~~豊~~ 令賀流門① 矢張は姫島の矢張岳の中継
としての矢張山

② 国見山の代醫山
③ 御岳山

(口)葉原(愛)周防(千穂國)

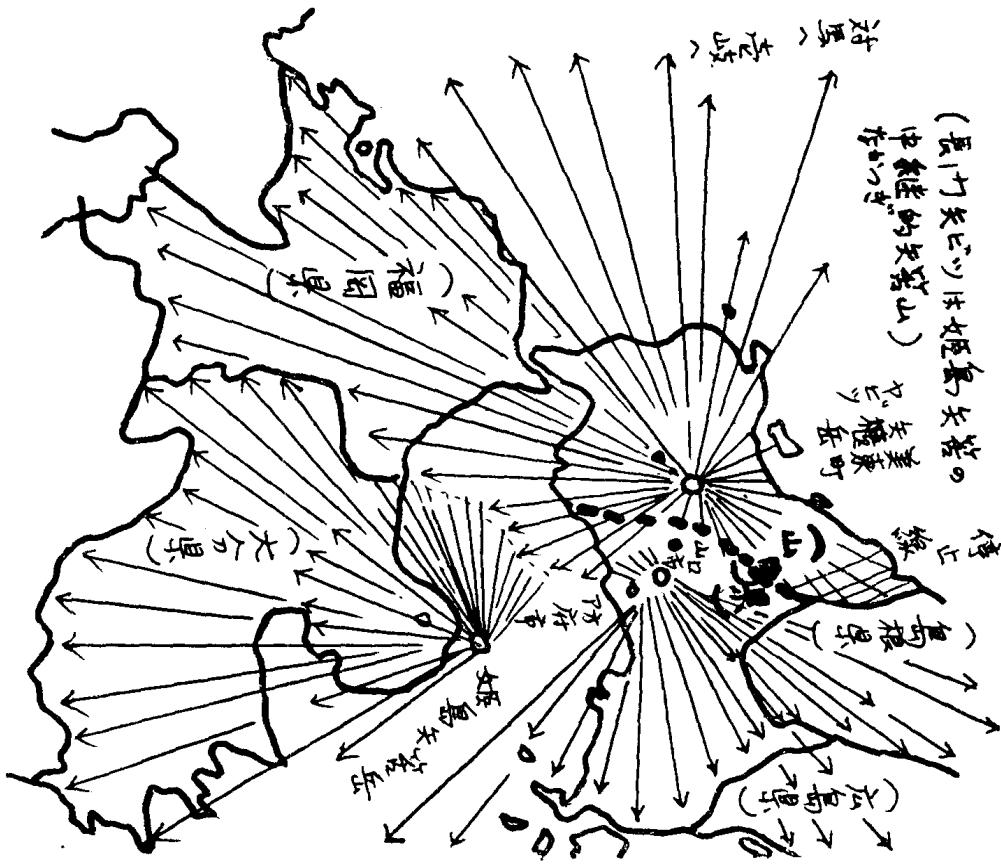
• 10 •

八四



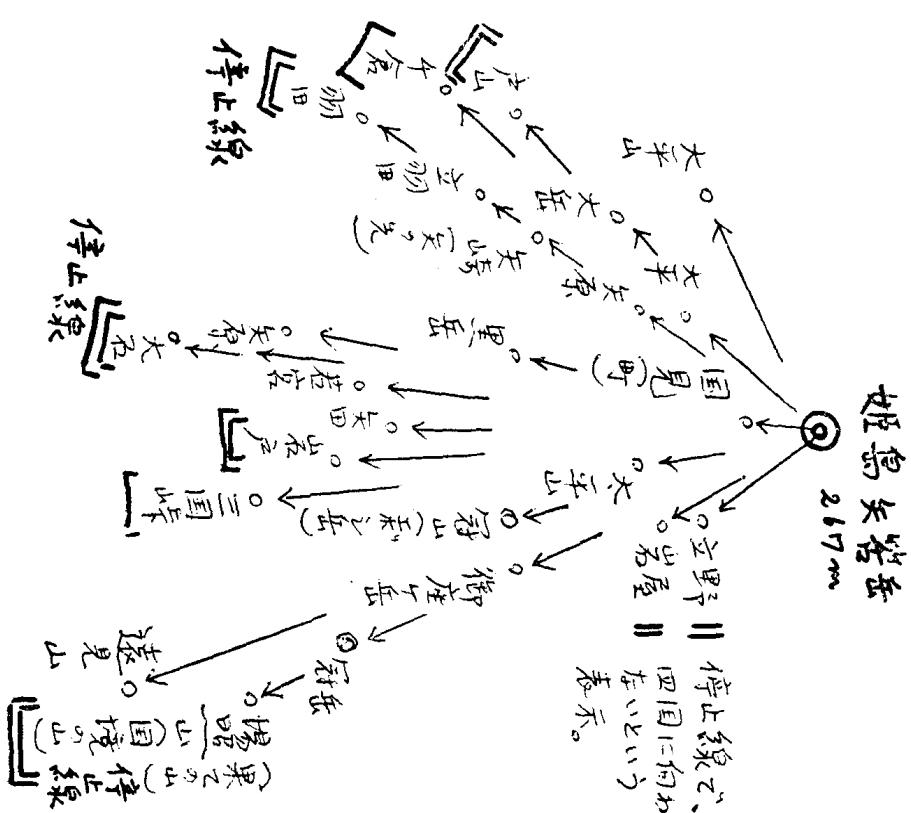
第11図 豊國統治線図

1 圖 豊國筑前領図
豊国領穴門国（後の長門）の矢櫃から筑紫と豊前に發射される統治線図および葦原領周防矢筈からの統治線図



第12図 姫島矢筈線と豊国国有の領域図

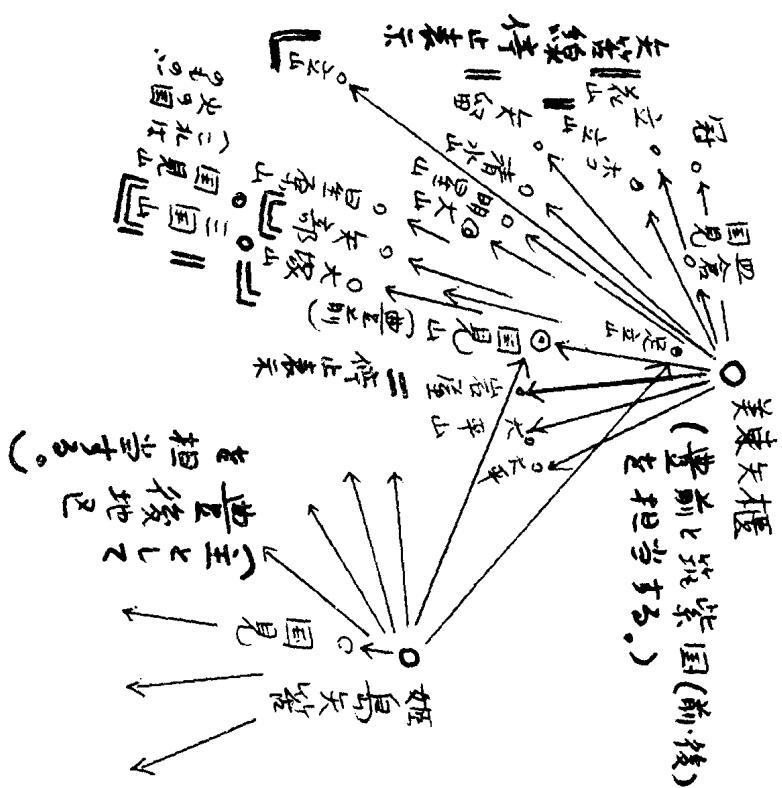
姫島矢筈線と豊国国有の領域図
(主として豊後地区を分担する)。



第 14 図 日向国（宮崎県）の南下統治図
(矢筈山と国見山)



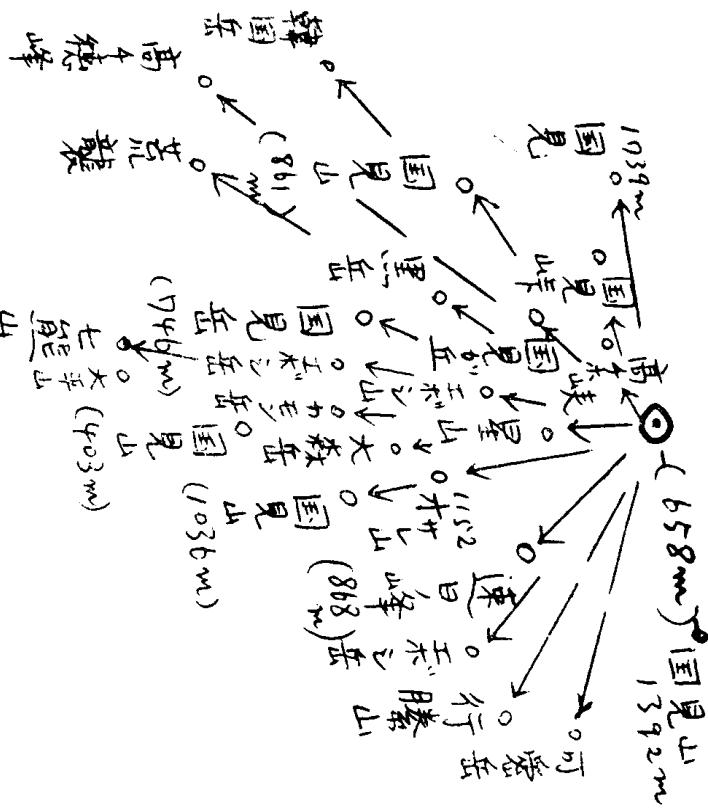
口長門美東は豊後姫島矢筈の轄下に國見の領地 (説井)
第 13 図 筑紫国（および豊前）に対する長門美東
矢筈と豊後姫島矢筈との統治線の分担図



第15図 日向国の統治方向表示図

(A) 日向国(豊の身毛野)の国見山と部族山岳

曰向
長樂岳

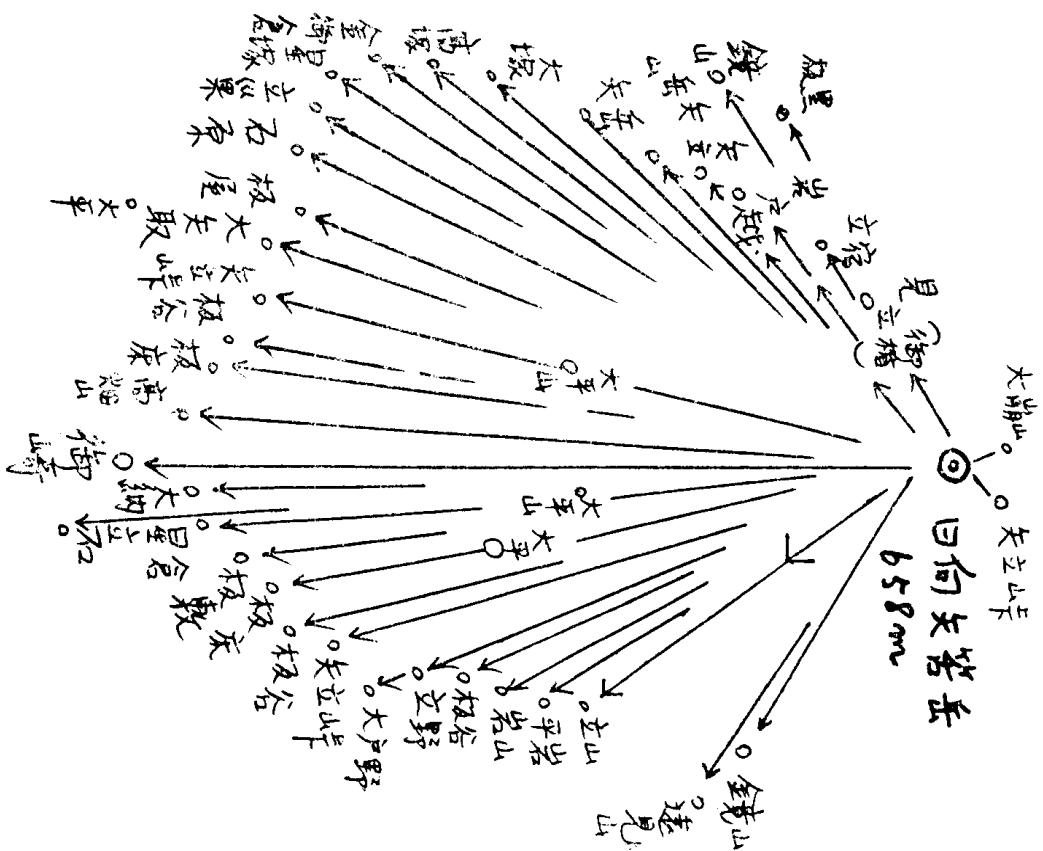


(註) 荒襲(は勇猛なる麻の部族の守護表示。七熊山はマ
マ(アイヌ)系の部族七カ国が平和協定をむすんで領国を安堵したことと証明せんがために設けた神盟条約を司る山ならびに神社。必ずそばに太平山または太平の郷をおく。おされ山と大森岳(最高神社の山)とは、ともに御岳で、カモン岳もアイヌ系の御岳。カモイ岳の変化したもの。

第15図 同前

(B) 日向国（豊の身毛野）の国境線における統治権の停止事由

の停止表示図



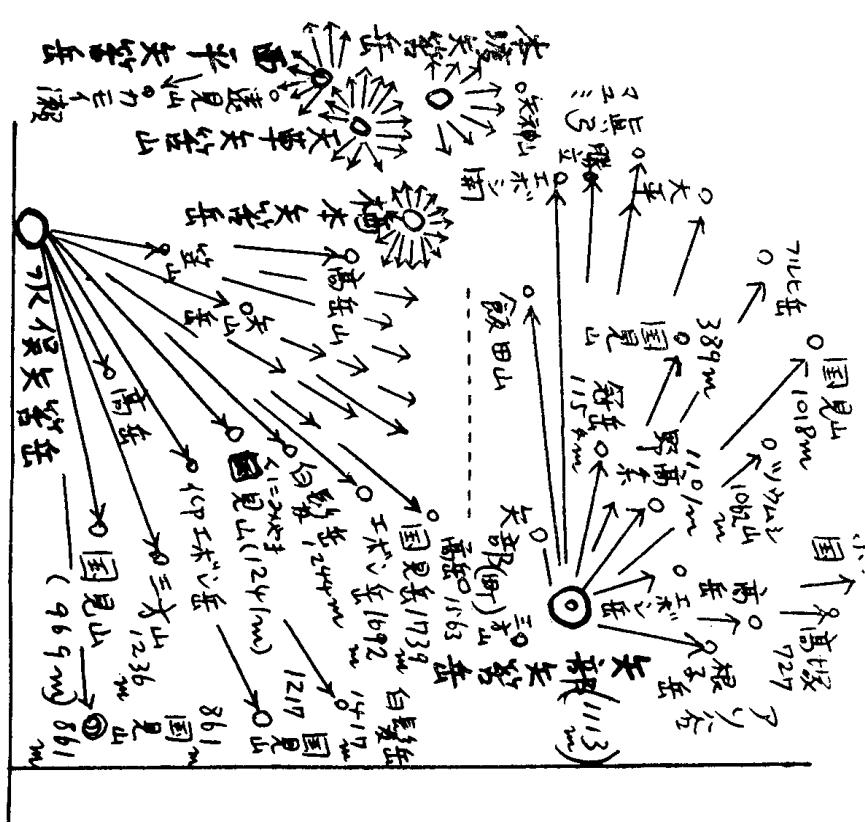
第16図 火(肥)の国(タマノクニ)における統治権図

矢筈岳統治線図 矢筈岳六ツあり

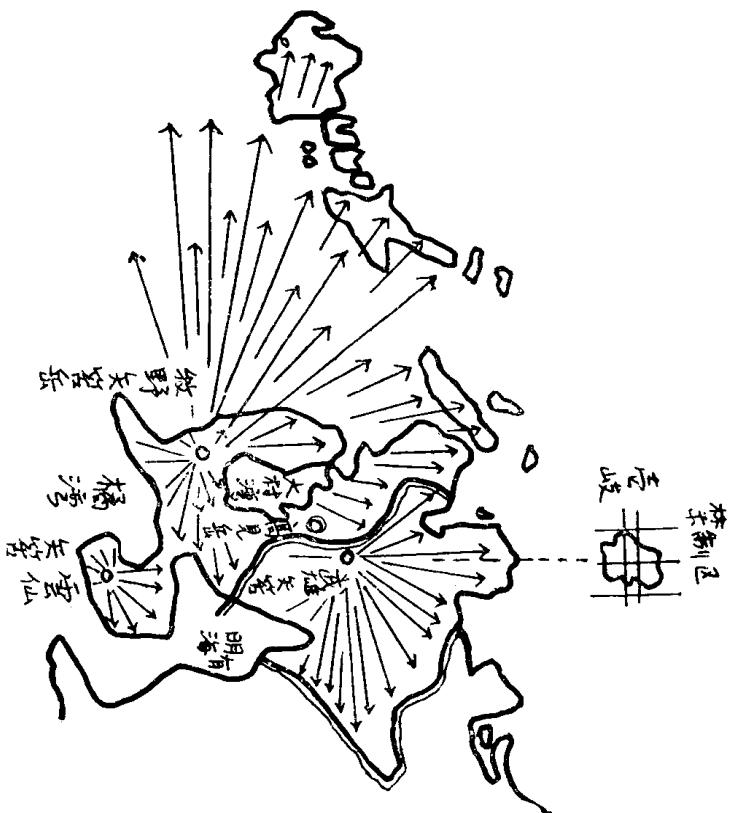


第16図(同前)

(B) 火の国(熊本県・熊の国・毛の国)における統治権方向図ならびに部族山岳図



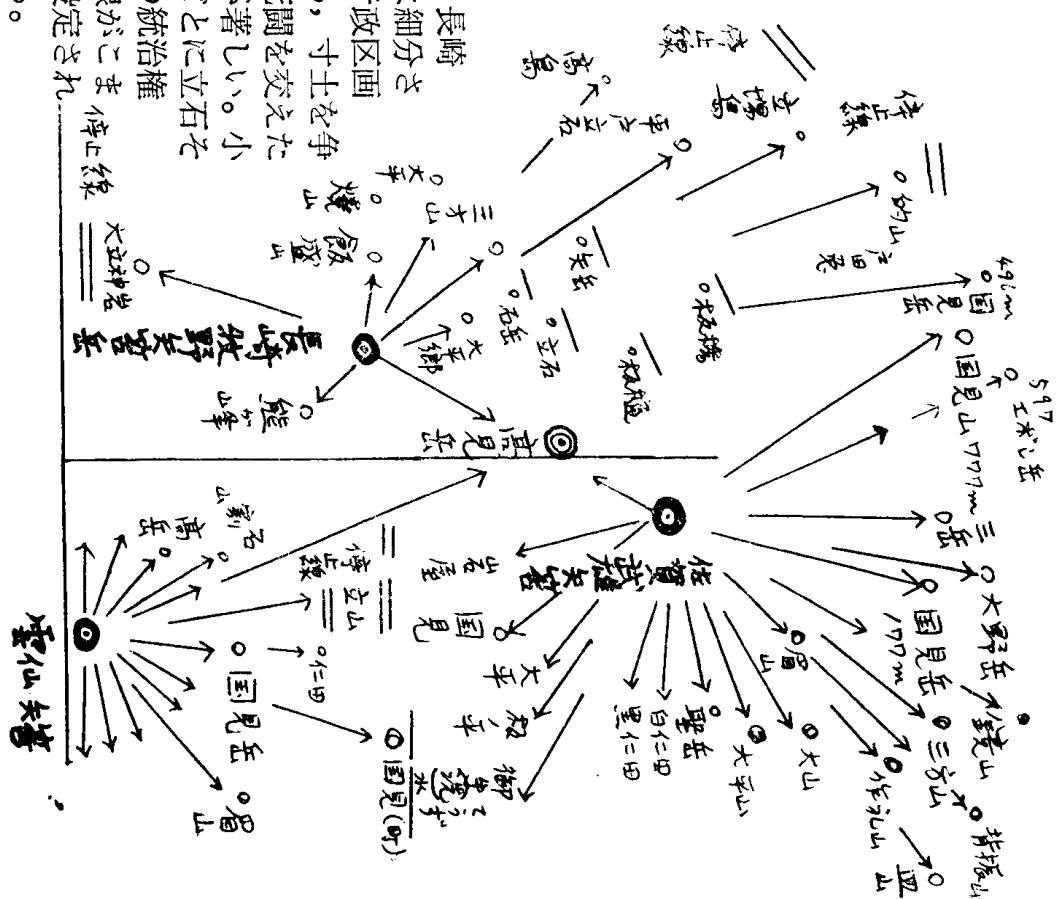
第17図 火の国(肥前佐賀長崎)の三つの矢筈



(註) 佐賀・長崎より成る肥(火)の国の地域は武雄矢筈と牧野矢筈岳と雲仙矢筈から成り、実は三カ国であった。これらのすべてに対し、豊国の高見岳帝王主權が君臨するが、その宗主權の下で三カ国はほぼ独立国的な法的地位を有していたことが国見山の配置によつて判明する。

日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

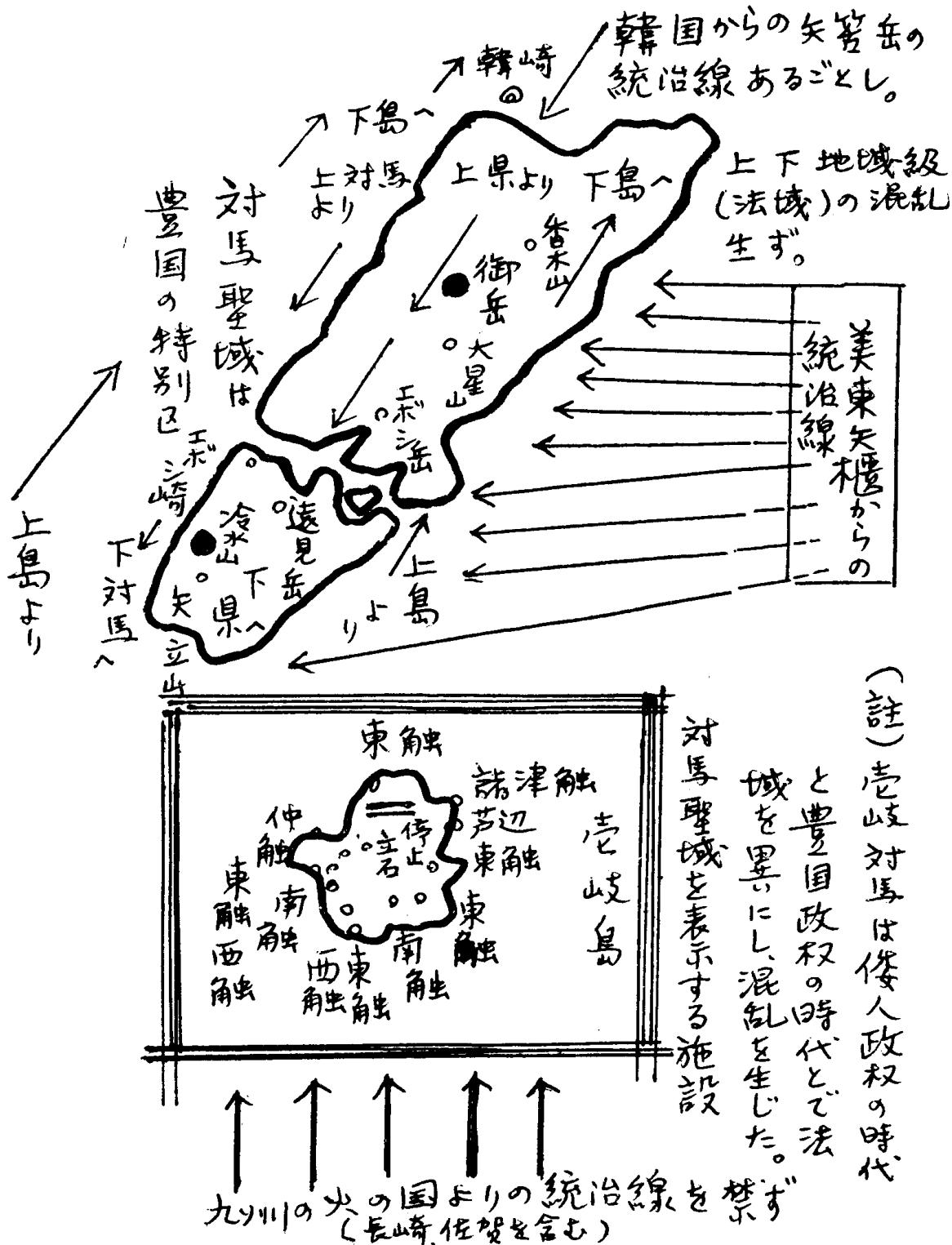
第18図 火の国(肥前)三ヵ国の統治線と方向表示図



(註)長崎区域は細分された行政区画をもち、寸土を争って死闘を交えた形跡が著しい。小區画ごとに立石その他の統治権停止線がこまかく設定されている。

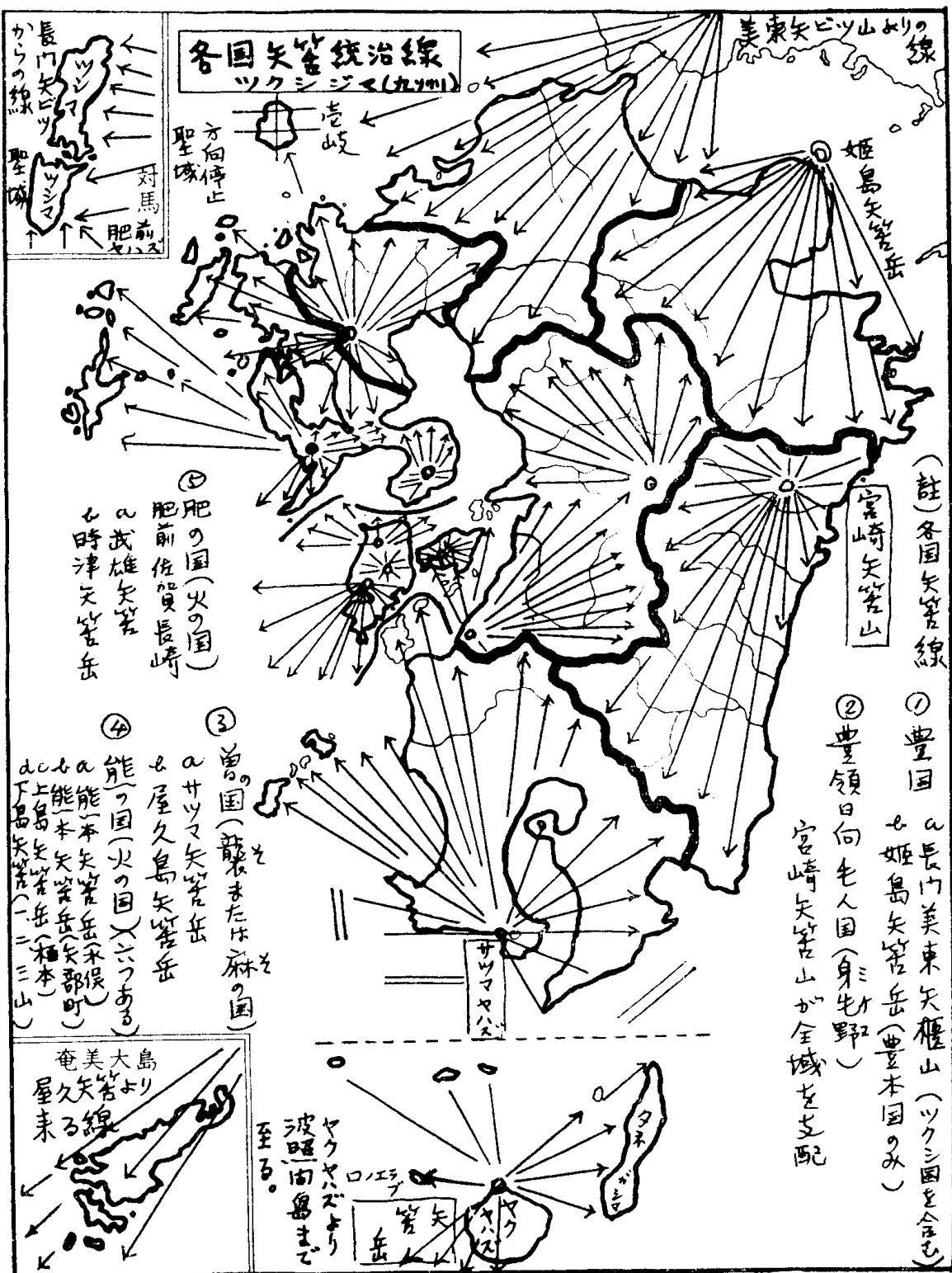
第19図 対馬の統治線図

日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）



第 20 図 九 州 統 治 図

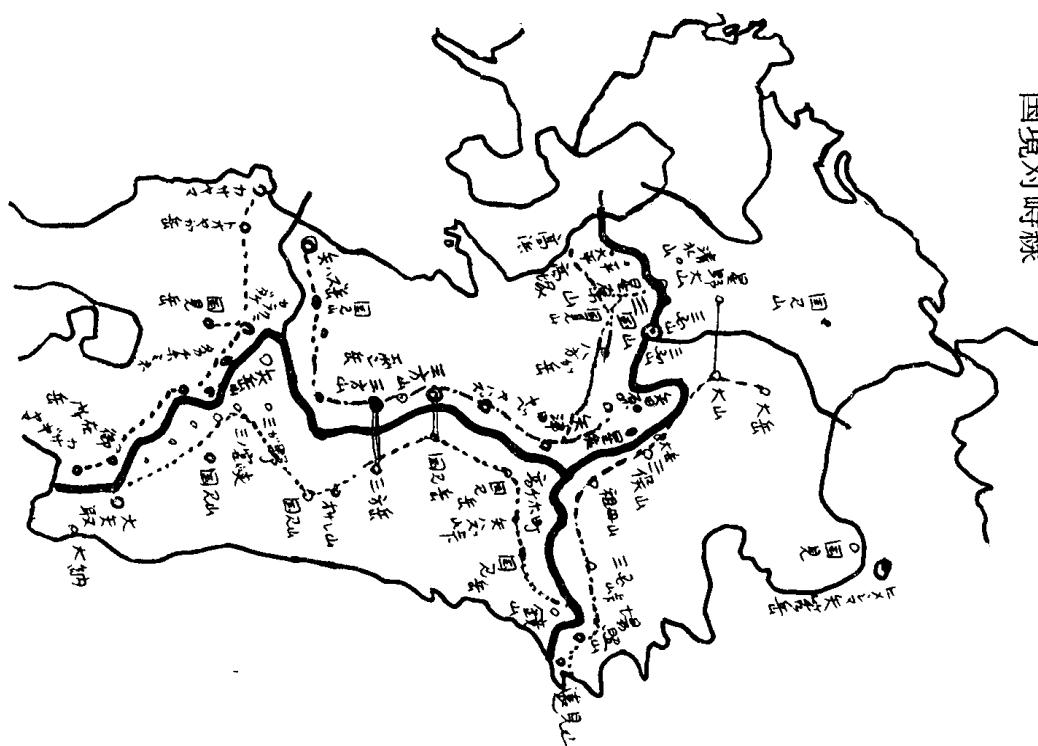
(A)



日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

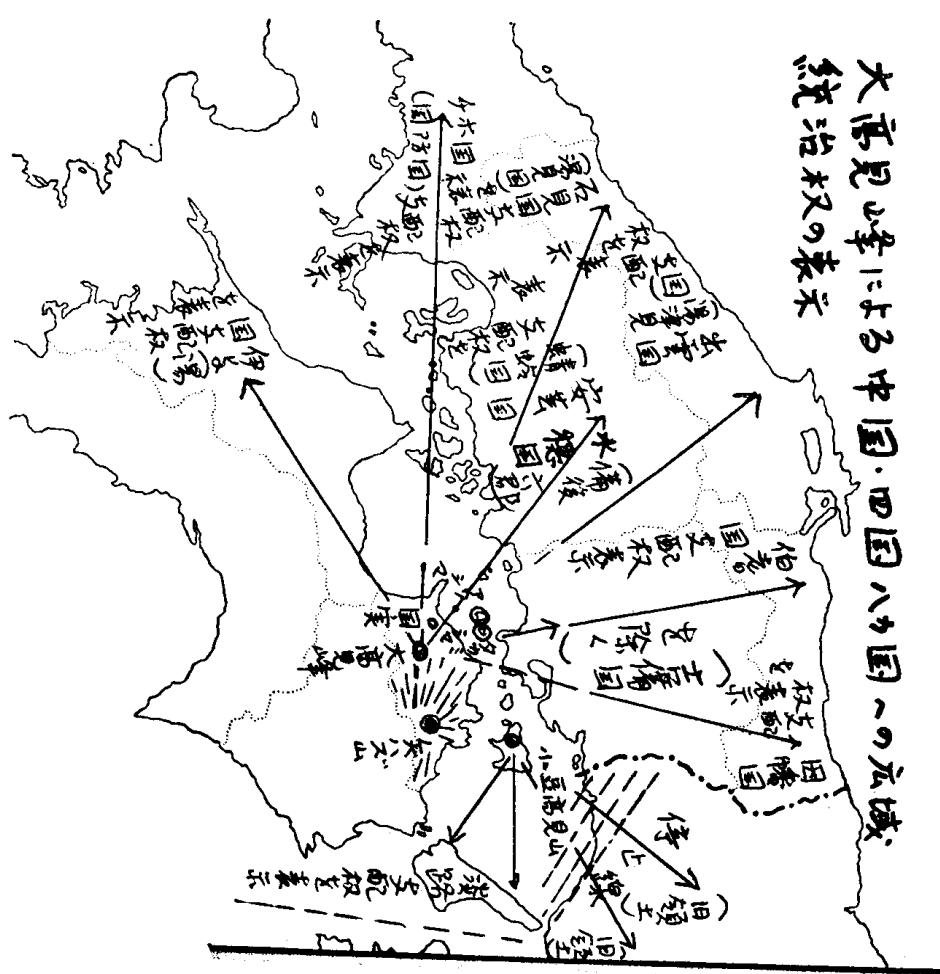
第20図 九州統治図

(B) 各国の国境、とくに三国山と三方山による
国境対峙線



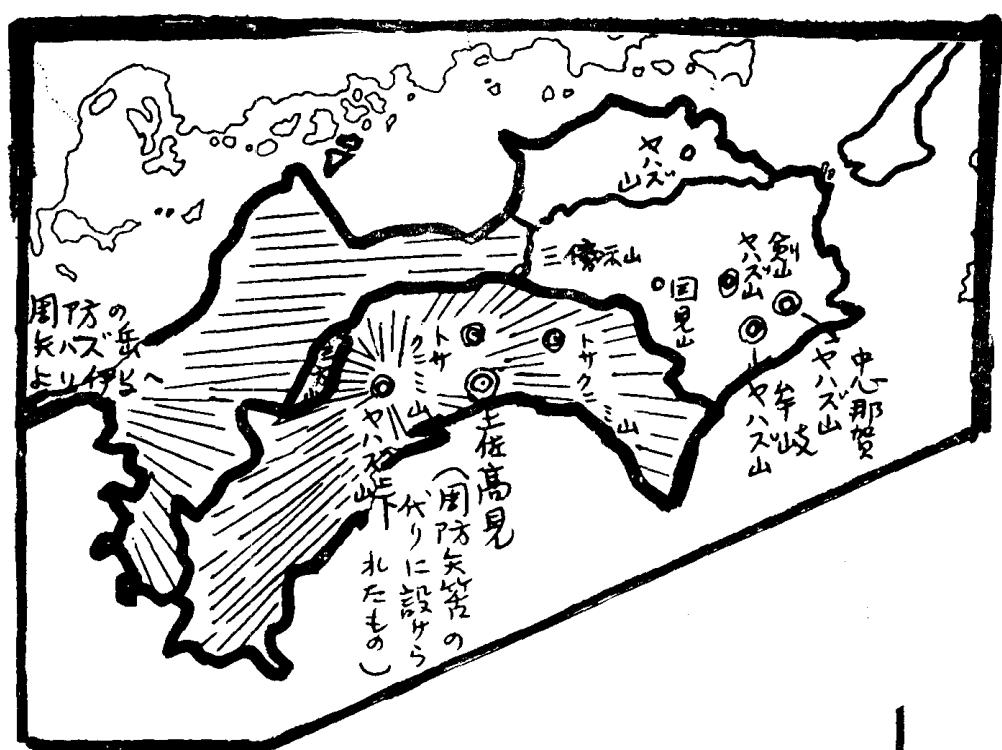
第21図 四国の大高見峰の統治図

大高見峰による中國・四國ハク国への広域
統治権の表示



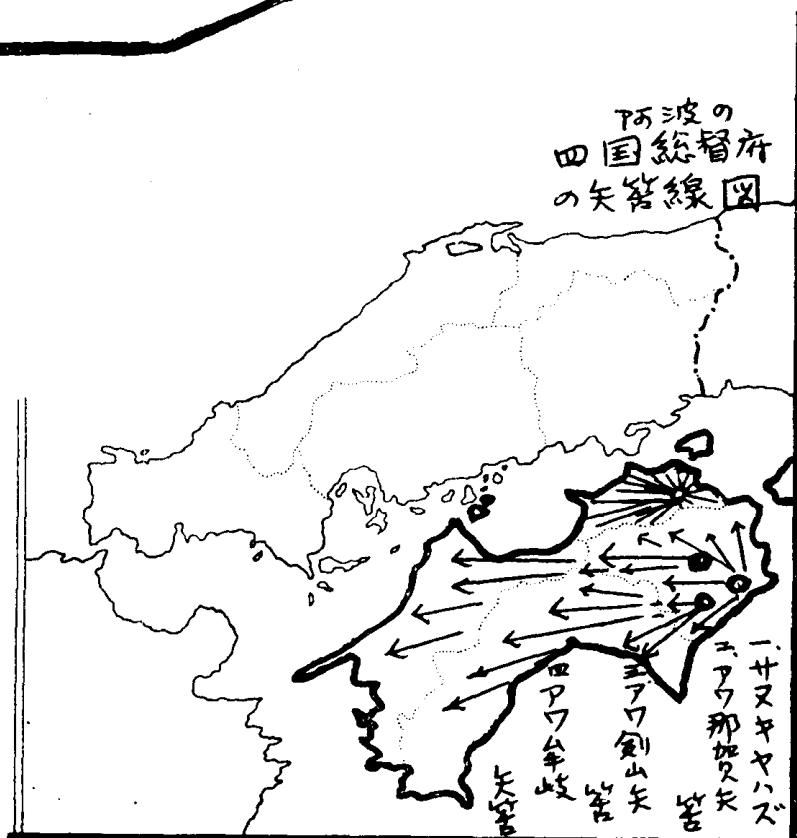
第 22 図 土佐領有権表示図 (葦原中ツ国領)

方向の表示線の関係からの、土佐国に対する高見山と矢筈山の特別設定



日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

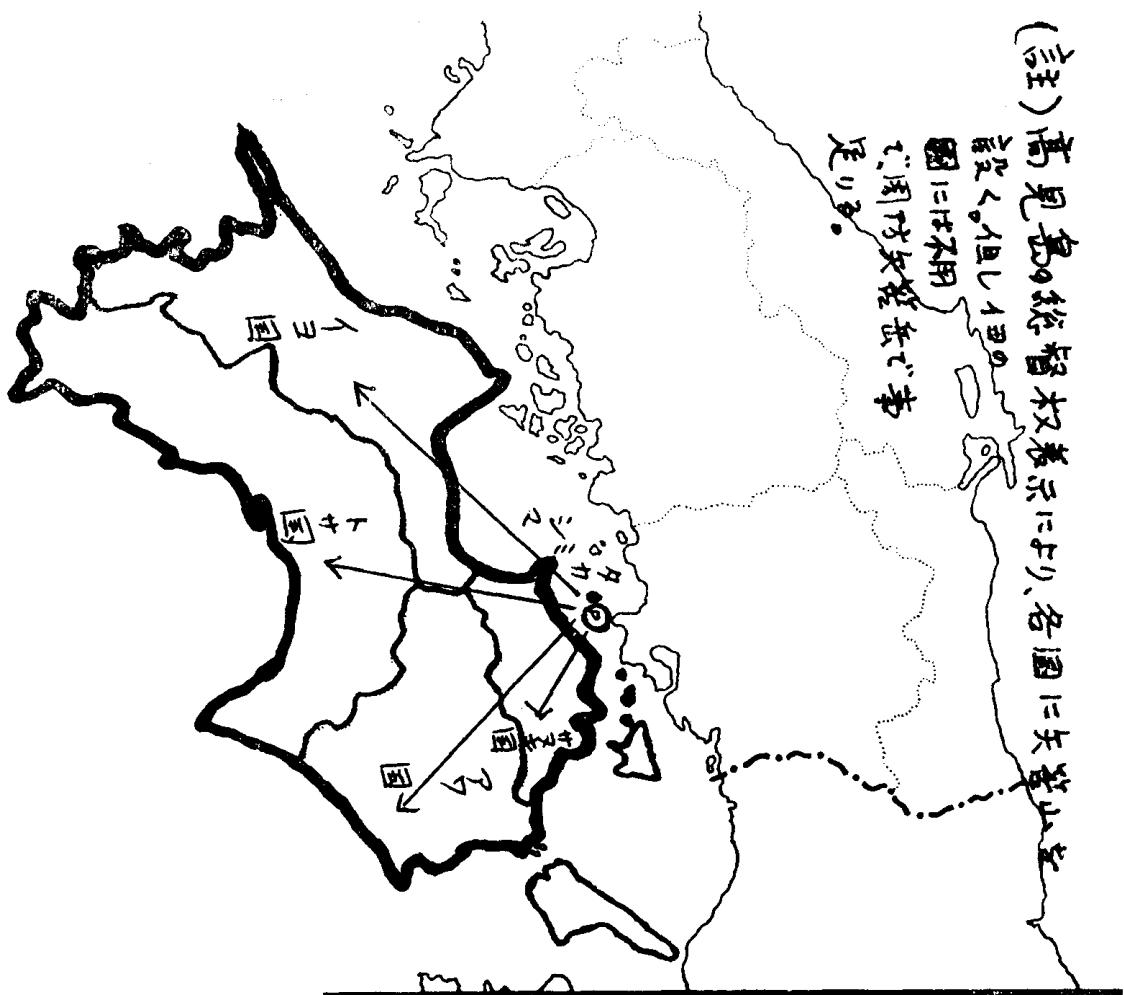
第23図 サヌキ・アハの四国全域統治線図



日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

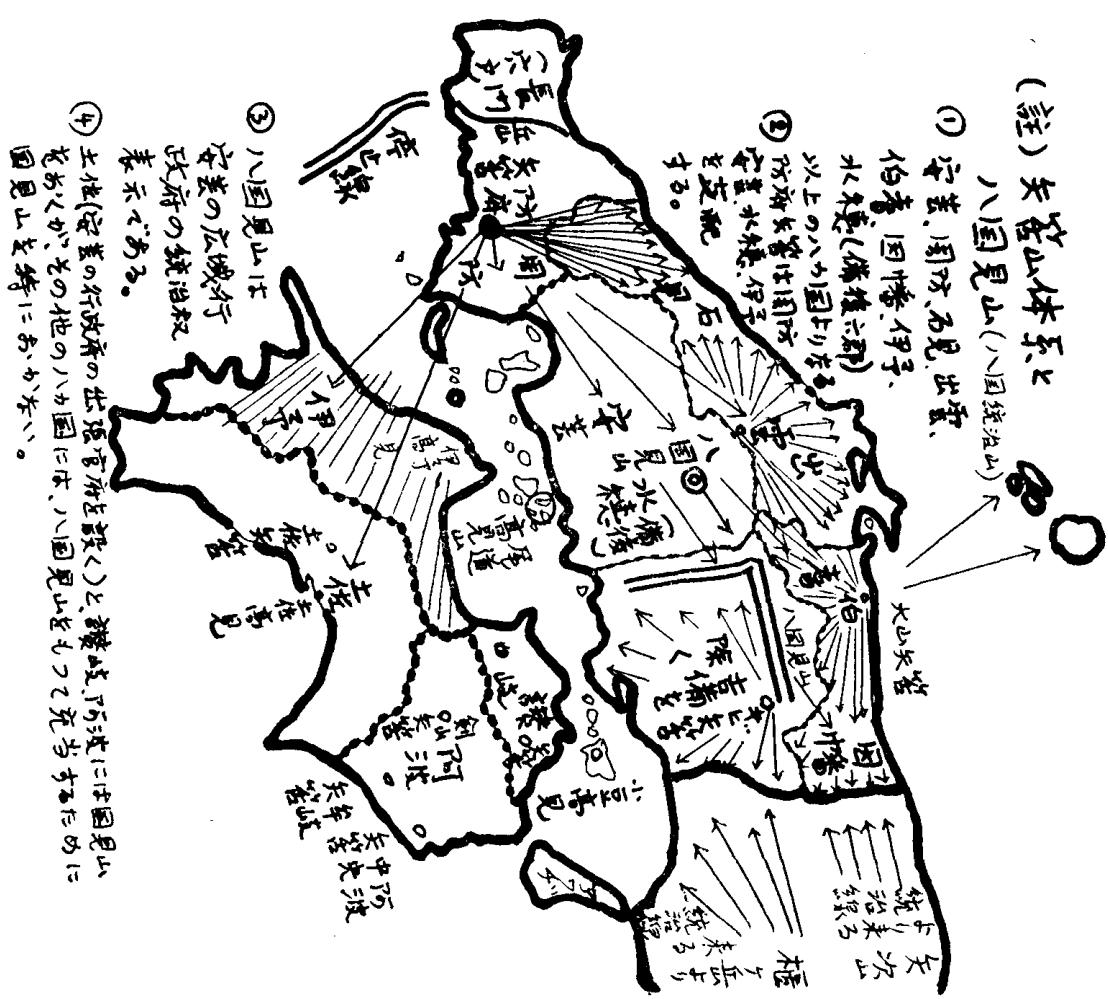
第24図 四国総督権表示図

四国高見島の四国全土への総督権の表示

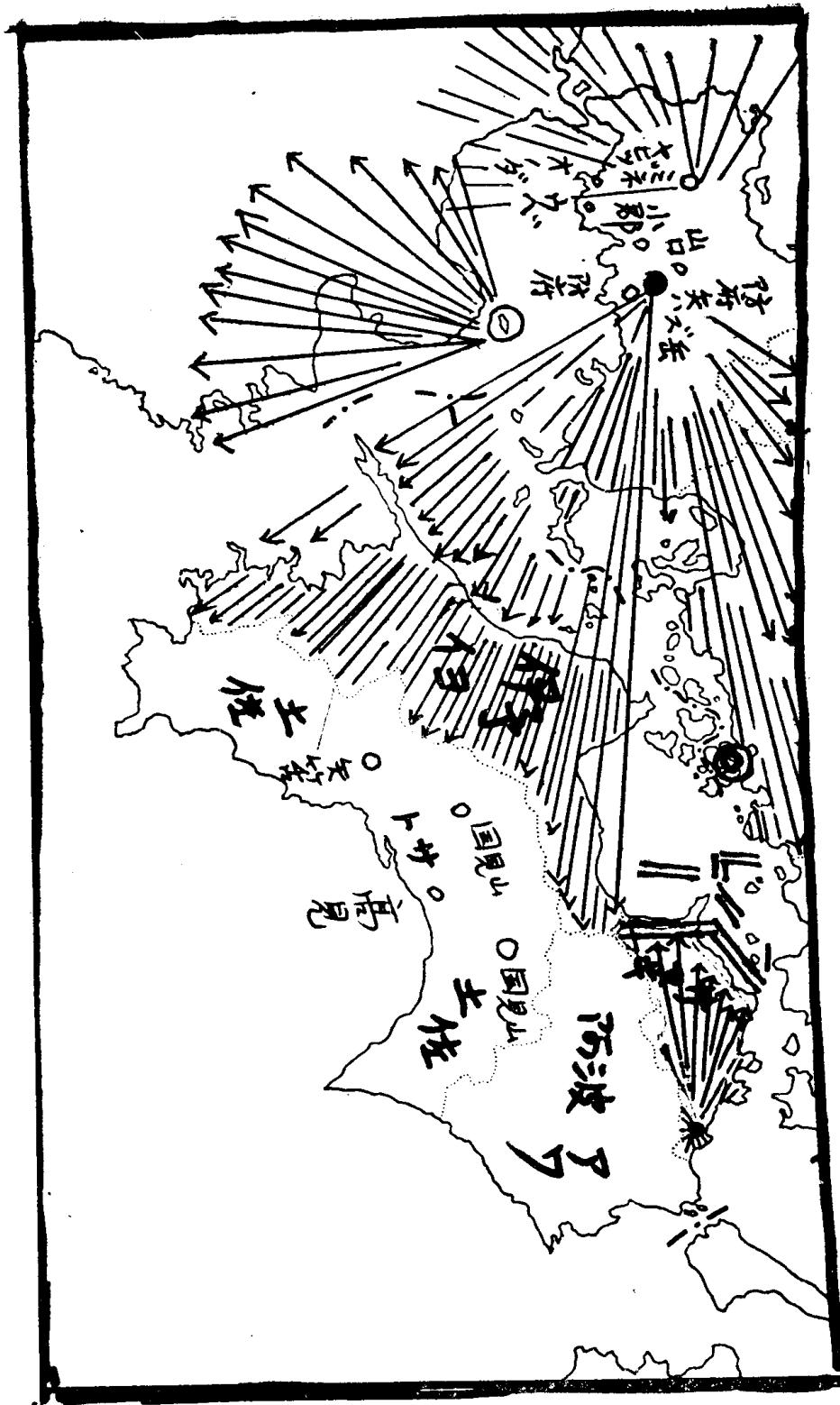


第25図 草原中之國統治図

葦原中つ国（出雲帝国）の広域行政府八国見山
靈山の設置（安芸に八カ国行政府をおく）



第 26 図 八カ国広域行政の表示（八国見山）
葦原中つ國と豊國との連合による中國四国八カ国統治線の表示
(中国地方八カ国中央行政政府八国見山の存在)

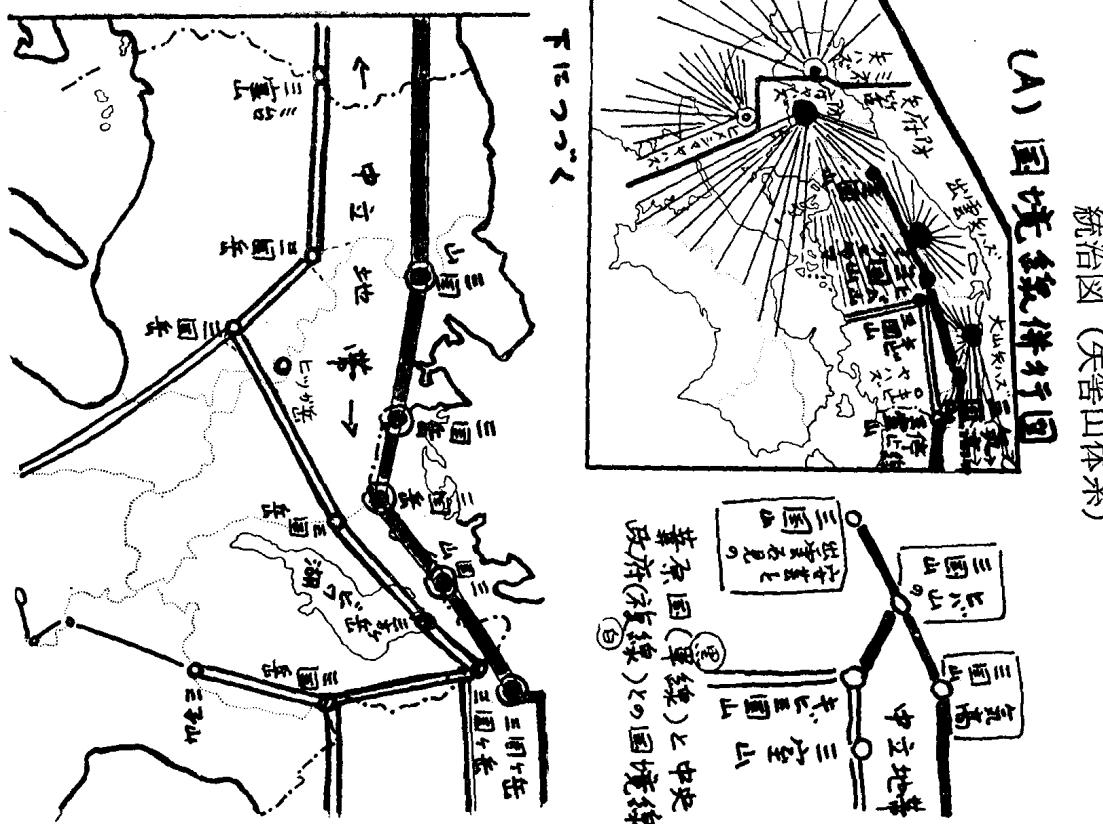


日本古文書における統治権の表示と国境の画記（後井）

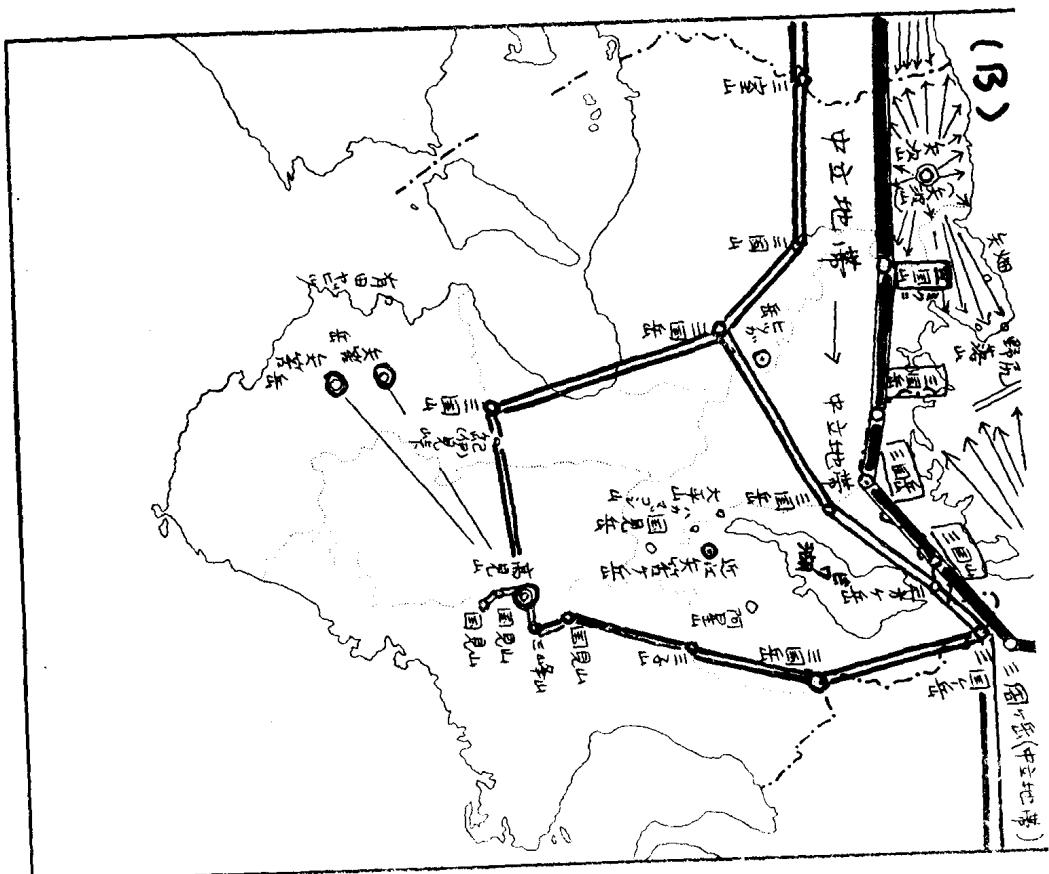
日本古代における統治権の表示と国境の画記(説井)

九六

第27図 本州葦原中つ国(出雲帝国)
統治図(矢筈山体系)



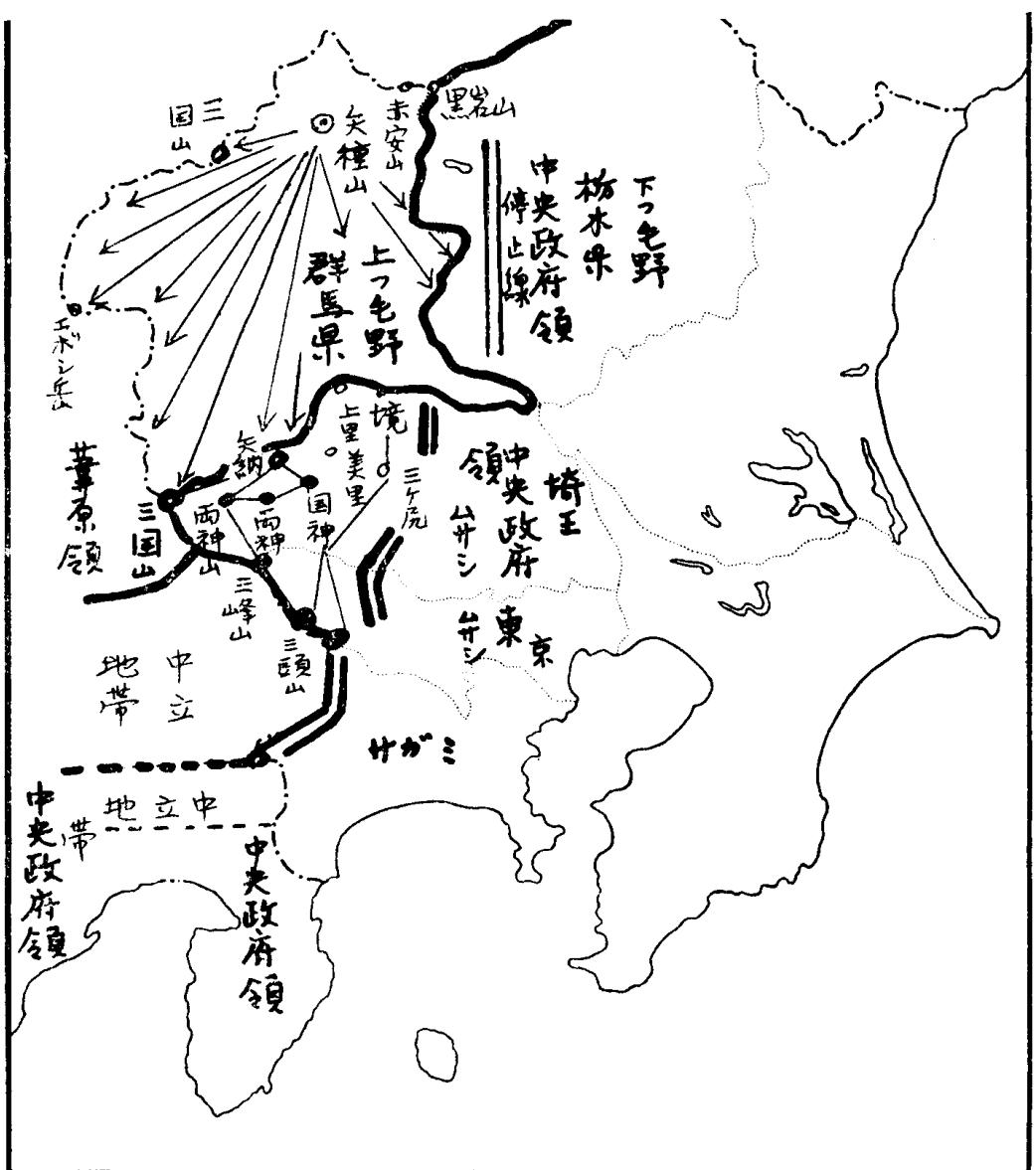
第27図(同前) 国境線併行図(B)



第 28 図 葦原中つ国領域図



第 29 図 葦原領上毛地方図
(ムサシの国の中立地帶)



第30図 越中越後矢筈統治図



第31図

葦原中つ国領の新潟（越後）と同じく岩代（磐の背のウシロの国）の統治矢筈線図



第32図

山形、福島（岩代）および新潟における葦原中つ国の統治権表示図



第33図 本州大倭中央政府統治図（矢筈山体系）

中央政府統治権の方向表示と山岳宗教的神聖性の表示



第 34 図 大倭中央帝国（旧大ヤマト国）の領土範囲と矢
筈体系

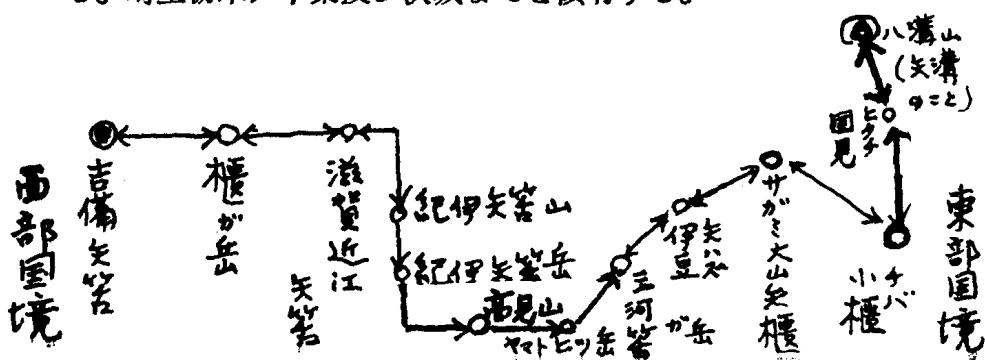
日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）



(註) 黒塗の部分は中央政府領である。

説明図

領土は吉備国から常陸まで。中立地帯は吉備からはじまり、兵庫、滋賀をへて岐阜を折半して領有し、愛知から静岡に至るまでつづく。静岡で富士山を中心にかこんで中立地帯は急に拡大される。ムサン埼玉と群馬との境で中立地帯は終了する。埼玉栃木、千葉及び茨城までを領有する。

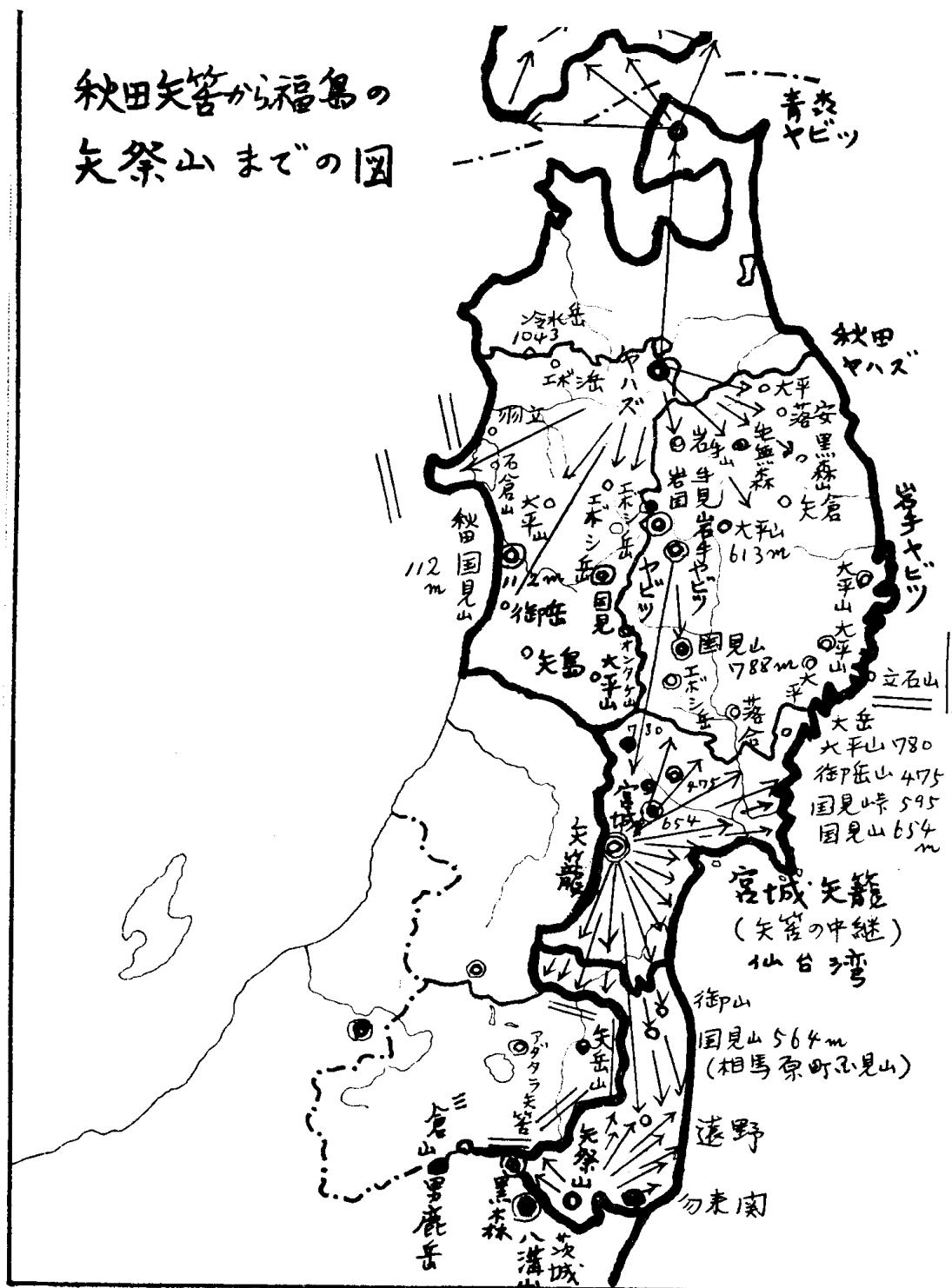


第35図 大倭中央政府の関東六カ国広域行政の設置図



第38図 イワの国統治線図（本州領域）

日本古代における統治権の表示と国境の画定（桜井）

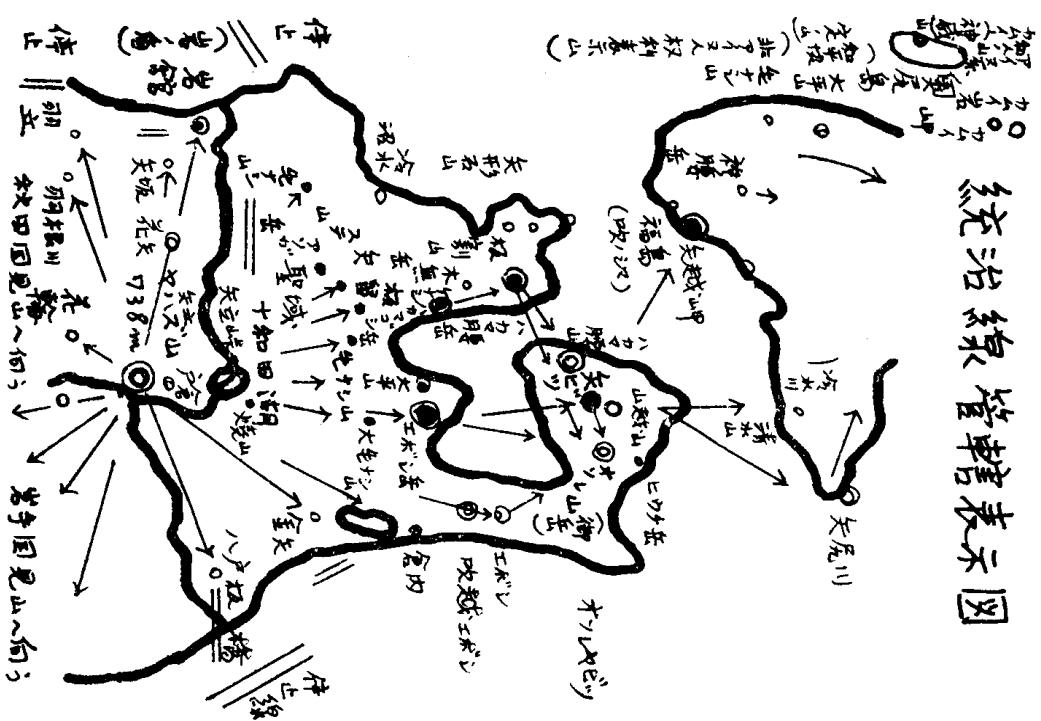


田村和也による統治権の表示した図類の図版（送井）

104

第39図 秋田矢筈山の統治管轄表示図

(ワタリジマに向う)



第40図 北海道の統治線表示図

(イ) 大和王朝以前からの表示図

(ロ) 大和王朝成立後の一連の主権表示は次のような地名をつけている

神威岩



- (1) 豊浦
- (2) 豊國
- (3) 豊原
- (4) 豊平
- (5) 豊里
- (6) 豊神
- (7) 豊別
- (8) 豊幌
- (9) 豊田
- (10) 豊川
- (11) 豊栄
- (12) 豊羽
- (13) 旭
- (14) 三豊
- (15) 豊坂

(註) 福(吹)は矢吹の吹きである。

青森ヤビツ(オソレヤビツ)
オソレノ山(ウソリ山)
秋田ヤハズ山